

平成31年度

保育施設利用のしおり

～お願い～

保育施設によって保育方針が異なります。
お申込み前に、入園を希望する保育施設の見学や説明会に参加する
など、あらかじめ保育方針を必ずご確認ください。



目次

1	支給認定について	P 1
2	教育・保育を受けられる施設・事業等について	P 2
3	支給認定と利用の手続き	P 4
4	利用開始後について	P 8
5	市外の保育施設の利用申請	P 10
6	必要書類など	P 11
	・申請書一式	P 18
7	保育料	P 36
8	保育施設一覧表	P 40
9	保育施設要覧	P 42
	・市内保育施設位置図	P 56
10	保育施設利用Q&A	P 58

薩摩川内市

1 支給認定について

子ども・子育て支援法などに基づき、市町村は保護者からの申請を受けて、保育の必要性の有無やお子さんの年齢など客観的基準により、次の3つの区分に「認定」し、教育・保育の「給付」を行います。このため、施設や事業の利用申込みに加えて、支給認定の申請が必要です。また、認定された区分に応じて利用できる施設・事業が異なります。

認定区分		保育の必要性	利用可能施設
1号	満3歳以上の教育認定	なし	幼稚園※、認定こども園
2号	満3歳以上の保育認定	あり	保育所、認定こども園
3号	満3歳未満の保育認定	あり	保育所、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業

※子ども・子育て支援制度に移行しない幼稚園をご利用になる場合は、支給認定を受ける必要はありません。

◇保育施設の利用をご希望の場合は、「2号認定」、「3号認定」の申請となります。2号・3号認定を受けるには、次の「保育の必要性の事由」が必要です。

◇「1号認定」と「2号認定」を重複して受けることはできません。

保育の必要性の事由

◇2号・3号認定には、保護者について保育を必要とする事由が必要です。

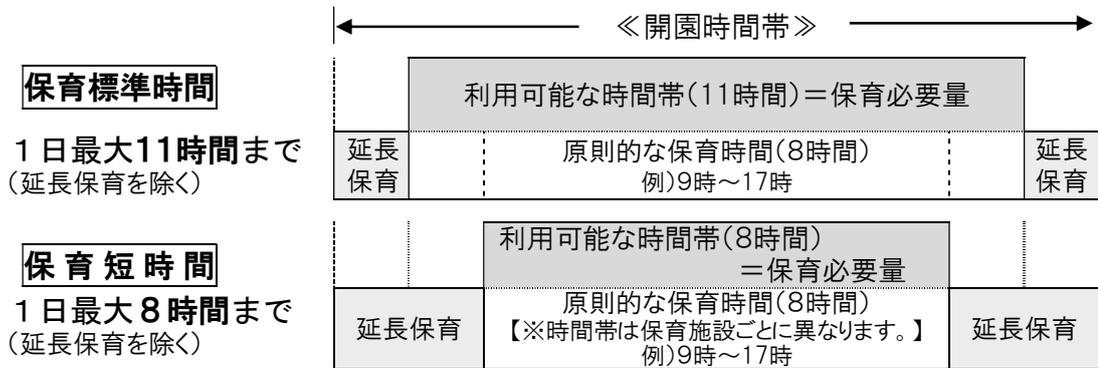
◇保育を必要とする事由として認められるのは、次のとおりです。

- (1) 月12日以上、かつ、月48時間以上の就労をしていること
- (2) 妊娠中または出産の直後であること
- (3) 病気やけがのため、または精神や身体に障害があること
- (4) 同居の親族（長期入院等をしている親族を含む）を常時介護または看護していること
- (5) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること
- (6) 求職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っていること
（認定後89日以内に、月12日以上、かつ、月48時間以上の就労を開始することが条件）
- (7) 学校教育法に規定された学校等に在学しているか、職業訓練校における職業訓練を受けていること
- (8) 育児休業法に基づく育児休業を取得しているか、出産前の勤務先に出産後再雇用が決まっていること
- (9) その他、法令等に定めのある場合

保育の必要量

◇「保育の必要性あり」と認定された場合、その事由に応じて「保育の必要量」もあわせて認定します。認定の区分は次のとおりです。

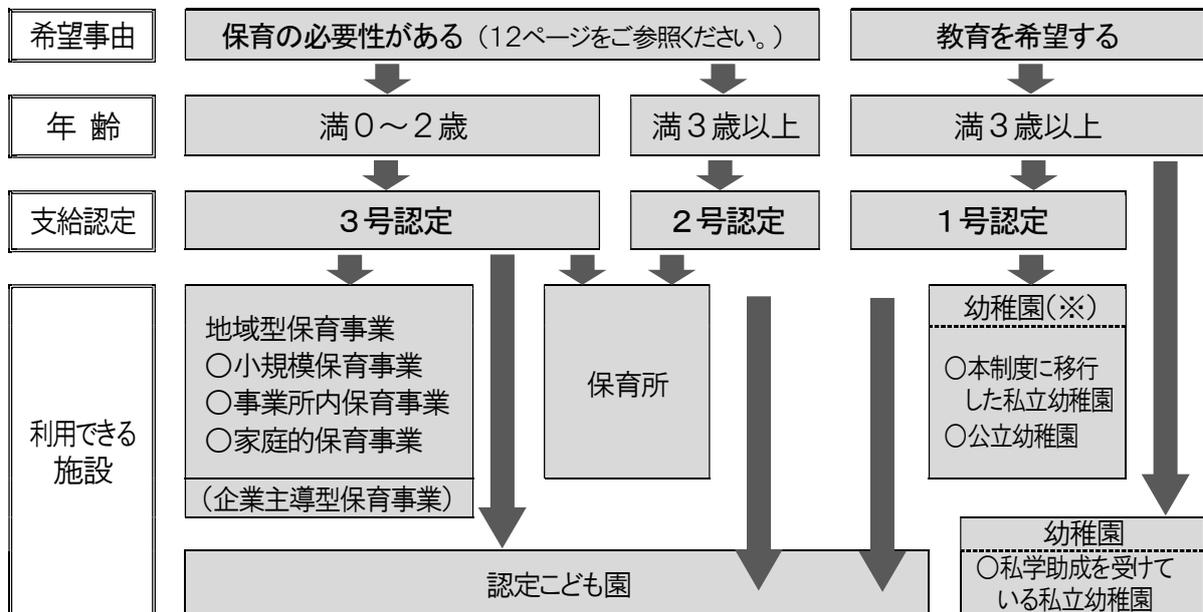
◇認定された必要量に応じて、保育施設等の最大利用可能時間が異なります。



※里保育園および下甌保育園は保育標準時間は10時間で、開園前の延長保育は実施しておりません。

2 教育・保育を受けられる施設・事業等について

教育・保育施設、事業の選択



※幼稚園は、満3歳児以上で保育の必要性がある場合でもご利用になれます。

※公立幼稚園の利用申込は、入園希望の幼稚園にお問い合わせください。

※里保育園・下甌保育園では、ご利用になれない保育事業などが含まれています。

◇上記以外の場合で、ときどきお子さんを預けたいときなどは、各施設の一時的預かり事業をご利用になれます(ご利用方法などは、ご希望の施設に直接お問い合わせください)。

教育・保育施設、事業の種類

保育施設の一覧は40～41ページをご覧ください。

① 認定こども園

◇保育園と幼稚園の両方の良さをあわせ持ち、保護者の働いている状況に関わらず、どのお子さんも教育・保育をいっしょに受けられます。

② 保育所（認可保育所）

◇保護者が就労、病気、看護、介護、出産など何らかの事情でお子さんを保育することができない場合において、児童福祉法に基づき保護者に代わってお子さんを保育する施設です。

③ 小規模保育事業

◇3歳未満のお子さんを対象に、少人数（6～19人）による保育を行います。
※里保育園及び下甕保育園は小規模保育事業相当の特例保育を行う施設となります。

④ 事業所内保育事業

◇企業が従業員のために設置する保育施設などで、従業員のお子さんと3歳未満の地域のお子さんをいっしょに保育します。

⑤ 家庭的保育事業 ※

◇市が認可した家庭的保育者が、少人数（最大3～5名まで、3歳未満のお子さん）を対象に家庭的な雰囲気の中で保育ができることが特徴です。

※平成30年10月1日現在、平成31年度に薩摩川内市内で家庭的保育事業の実施予定はありません。
今後、新たに事業を行う施設・事業所がある場合は、市のホームページなどでお知らせします。

⑥ 幼稚園

◇小学校以降の教育の基礎を作るための幼児期の教育を行う施設です。満3歳児から就学前までのお子さんに対して1日4時間前後お預かりします。
保護者の希望により、預かり保育を行っている施設もあります（子ども・子育て支援制度に移行していない幼稚園をご利用になる場合、「支給認定」は不要です）。

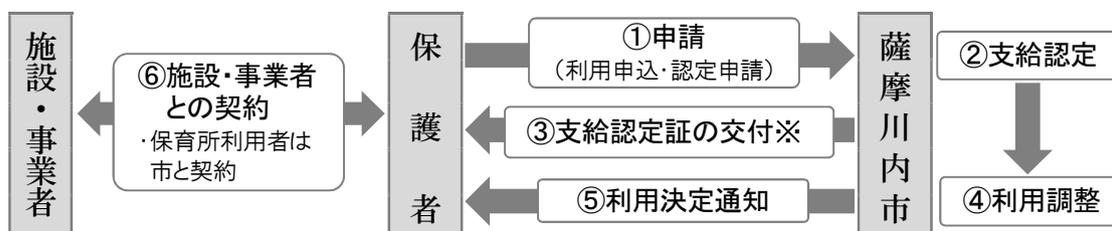
★ 企業主導型保育事業

企業などが自ら事業所内保育を設置し、従業員の多様な働き方に応じて柔軟な保育を行う事業です。従業員のお子さんのほか、定員の半数を上限に、地域の3歳未満のお子さんをいっしょに保育する事業所もあります。

※地域のお子さんが利用する場合、保育の必要性を証明するものの提示を求められることがあります。その際、支給認定証を用いることも可能ですので、必要なときは薩摩川内市へ支給認定の申請をしてください。

3 支給認定と利用の手続き

保育所や認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業などの利用を希望する保護者の方は、利用申込みと同時に、2号・3号の支給認定の申請が必要です。



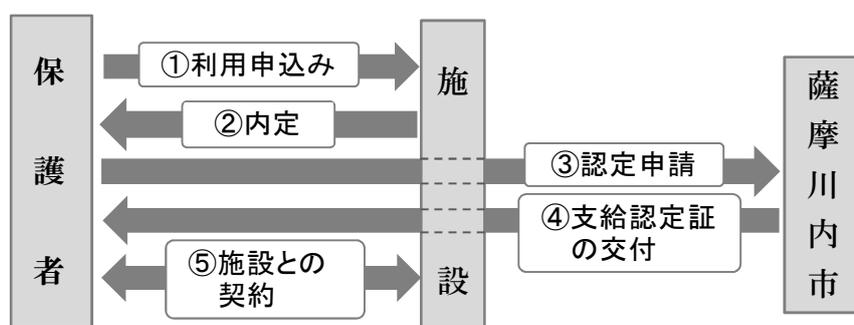
※「③支給認定証の交付」は、「⑤利用決定通知」と同時に行います。

※「①申請」後、申請内容と状況が異なっていたり、虚偽の申請が判明した場合には、その時点で利用調整のやり直しや決定の取消しなどを行いますので、申請関係の書類は厳正に作成してください。なお、やむを得ず申請状況に変更が生じた場合はすみやかに申し出てください。

参考【1号認定（教育標準時間）の場合】

◇教育施設で利用内定を受けた後に、施設をとおして薩摩川内市に支給認定の申請を行ってください。

◇支給認定証を、薩摩川内市から施設経由で交付します。



◇1号認定を受けたあと、2号認定を受けるためには1ページにある「保育の必要性の事由」が必要です。手続きの方法は、次ページ以降でご案内する「利用手続きの流れ」などをご覧ください。この場合、申請書および保育の必要性の事由を確認するための必要書類などを子育て支援課または各支所地域振興課にご提出ください。

★支給認定証はずっと使うものになりますので、大切に保管してください。
また、施設、事業を利用する際は必ず携帯してください。

利用手続きの流れ

支給認定・保育施設利用の申請

◇「施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書 兼 児童台帳」に必要書類を添えて、市へ提出してください。

※申込期限日までに必要書類が揃っていない場合、申請を受理できません。

◆ 4月から利用希望の場合の支給認定申請・保育施設利用申請の受付

期 間	○平成30年11月1日(木)～11月30日(金)の平日 ○平成30年11月18日(日)
時 間	○平日/8:30～12:00、13:00～17:15 ○11月18日(日)/9:00～17:00
場 所	○平日/市役所本庁子育て支援課または各支所地域振興課 ○11月18日(日)/本庁東別館1階101議室 (※都合により変更する場合があります。)

◆ 5月以降利用希望の場合の支給認定申請・保育施設利用申請の受付

利用希望(入所)日	申込期限日	申込場所
令和元年 5月1日	平成31年 4月5日(金)	市役所 本庁子育て支援課 または 各支所地域振興課
6月1日	令和元年 5月7日(火)	
7月1日	令和元年 6月5日(水)	
8月1日	令和元年 7月5日(金)	
9月1日	令和元年 8月5日(月)	
10月1日	令和元年 9月5日(木)	
11月1日	令和元年10月4日(金)	
12月1日	令和元年11月5日(火)	
令和2年 1月1日	令和元年12月5日(木)	
2月1日	令和2年 1月6日(月)	
3月1日	令和2年 2月5日(水)	

支給認定

◇ご提出のあった書類をもとに、支給認定の可否を行います。
(支給認定については1ページをご覧ください。)

※支給認定できなかった方にはその旨通知を交付します。

保育施設、事業利用の調整

◇保育の必要性の度合いを点数化し、必要性の高いお子さんから利用を決定します(※利用調整は、お申込み順ではありません)。

※ただし、4月1日利用開始の調整は、上記期間内にお申込みのあったものから行います。

◇申請書に記載された希望施設以外の利用調整はしません。複数の施設を希望される場合は第3希望までの施設を申請書へご記入ください。

なお、4月1日利用開始の調整では、第2希望または第3希望の施設に決定する場合がありますが、その場合、事前に保護者のご承諾は得ませんので、あらかじめご了承ください。

結果のお知らせ

- ◇4月1日利用の支給認定と利用調整の結果は、おおむね2月上旬～中旬頃から順次通知する予定です。
- ◇5月1日以降の利用調整の結果は、利用できる方に対して、おおむね入所月の前月20日頃までに電話で連絡し、後日、支給認定証と入所承諾書をお送りします。
- ◇利用調整の結果、決定できなかったお子さんについては、入所保留通知書をお送りし、入所保留（待機）となります。
※通知は、最初の1回のみです。利用できる方のみ電話連絡します。
- ◇入所保留となった場合は、申請の変更や取下げなどをされない限り、引き続き利用希望の意思があるものとして、新たに受け入れが可能になった場合に再度利用調整の対象としますので、年度内の利用希望があれば、改めて申請する必要はありません。

説明会・契約

- ◇施設の利用が決定しましたら、施設で入所に関する説明を受けてください。お子さんの面接などもありますので、必ずお子さんとご同行ください。
- ◇保育園以外の施設は、保護者と施設との契約を行います。保育条件や実費徴収金などをふまえて、お子さんを預かる・預けるという双方の意思（合意）を確認します。

施設での利用開始

- ◇毎月1日が利用開始日です。

利用申込みの取り下げ

- ◇利用申込みを取り下げる場合は、「利用申込取下申出書」を子育て支援課または各支所地域振興課にご提出ください。
- ◇取り下げにあたり、すでに支給認定証が発行されている場合は、子育て支援課または各支所地域振興課へお返しくください。

就労や世帯等の状況に変更が生じた場合

- ◇就労の状況に変更が生じた場合は、12ページを参考に必要書類を子育て支援課または各支所地域振興課へ早急にご提出ください。
- ◇婚姻や離婚、きょうだいの幼稚園への入園、同居のご家族に障害者手帳が交付された場合など、保育料に変更が生じるときもお手続きが必要です。
- ◇正当な理由なしにお手続きがない場合、支給認定の取消しや退園していただくことがありますのでご注意ください。

障害をお持ちのお子さんの利用申込み

- ◇障害の特性や程度、保育士の配置などの確認が必要なため、お申込みの前にご利用を希望する施設、子育て支援課または各支所地域振興課に、お気軽にご相談ください。

育児休暇を取得する場合

◇第2子以降の出生後に育児休暇を取得する方で、新生児の兄姉は、次に該当する場合に限り保育施設を一定期間ご利用になれます。

ケース	利用できる期限	必要な書類
① 育児休業法に基づく育児休業を取得する場合	出産月の翌月1日から起算して12か月後の月末日まで	育児休暇証明書または就労証明書（復帰予定日の記載のあるもの）
② 出産前の勤務先に出産後再雇用されることが決まっている場合	出産月の翌月1日から起算して6か月後の月末日まで （里・下甕保育園利用の場合は、12か月後の月末日まで）	離職票および就労証明書（出産前の勤務先が就労開始日を証明したもの）

◇上記の期限内にいずれの要件にも該当しなくなった場合は、保育施設を利用できません。

産後・育児休暇明けでお子さんの保育施設利用申込みをする場合

◇出産後、すでに就労先が決定している方、または育児休暇から復職することが決まっている方で、新生児の保育施設への入所を希望される場合、「ならし保育」をご利用になれます。

◇利用開始の対象となる月は、育児休暇明けの復職日によって異なります。

復職する日	利用申込可能な日
1日から15日の間に復職する場合	復職する月の前月の1日から
16日から31日の間に復職する場合	復職する月の1日から

（例）10月1日から15日の間に復職の場合、9月1日を利用開始の日としてお申し込みになれます。この場合の利用申込は、8月5日までとなります。

◇ご提出いただく就労証明書などにより、復職日を確認します。

◇1日から15日の間に復職する場合の、復職する月の前月の1か月間は、復職後の就労状況にかかわらず、保育の必要量を「保育短時間」として支給認定します。

◇利用開始後に、お勤め先が発行した、復職した旨の証明書類をご提出いただきます。

市外から転入予定で保育施設利用の申し込みをしたい場合

◇薩摩川内市外から転入後にお子さんの保育施設の利用を希望する場合、転入前であっても薩摩川内市へ申し込むことができます。このしおりを参照し、申請書や証明書類、市区町村民税課税確認書類などをご提出ください。

◇利用調整の結果、利用が可能なときは電話連絡のうえ入所内定通知書をお送りし、転入後正式に入所を承諾します。ただし、利用開始日において、保護者とお子さんが薩摩川内市に住民登録されていない場合、支給認定できないため保育施設の利用の内定を取り消します（保育施設の利用はできなくなります）。

4 利用開始後について

延長保育

- ◇延長保育は、就労時間の都合などやむを得ない理由で、認定された保育の必要量による保育時間よりも、長くお子さんをお預けになりたい場合に利用可能です。
- ◇施設への利用が決定してから各施設でお手続きください。
- ◇別途延長利用料がかかります。くわしくは各施設におたずねください。

利用辞退（退園）

- ◇薩摩川内市外へ転出する場合や保育を必要とする事由がなくなった場合は、**分かり次第早急**に子育て支援課または各支所地域振興課、利用施設へ支給認定証をお返しいただくとともに、「退園申出書」をご提出ください。
- ※里帰り出産の場合や、就労などの都合で薩摩川内市外の保育施設をご利用になる場合は、10ページをご参照ください。

市外に転出する場合

- ◇薩摩川内市外に転出される場合、次のケースに従い手続きが必要です。転出先が決まり次第、子育て支援課または各支所地域振興課でお手続きください。

ケース	必要な手続き
①市外に転出し、在園している保育施設を退園する場合	・「退園申出書」を分かり次第すみやかにご提出ください。
②市外に転出するものの、引き続き在園する場合	・転出前に必ずご相談ください。転出先の市区町村で保育施設のお申し込みと、事前の協議が必要となります。 ・あわせて「退園申出書」を転出前までにご提出ください。

※保育施設利用のお申込み先は、住所のある市区町村です（保育施設の所在市区町村ではありません）。

施設変更（転園）

- ◇利用開始後に利用する保育施設の変更（転園）を希望される場合は、「転園申込書」を子育て支援課または各支所地域振興課へご提出ください。
- ◇施設変更を希望される場合であっても、新規の利用希望者と同じく、保育の必要性の高いお子さんから利用調整することになります。
- ◇希望施設に受入れの余裕がないなどの理由で、ご希望に沿えないことがあります。
- ◇施設変更のお申込みも、取り下げをされない限り毎月利用調整を行います。
- ◇施設の変更を決定した場合、元々在籍していた施設に新たな利用希望者を決定するため、決定後の取り消しはできません。変更希望を取り下げる場合は、早急に「転園取下書」を子育て支援課または各支所地域振興課へご提出ください。

2号認定から1号認定へ変更する場合の支給認定の変更申請

- ◇2号認定を受けたお子さんが認定こども園で保育を受けている場合で、保育の必要性の事由がなくなったにもかかわらず引き続き認定こども園を利用するときは、1号認定への支給認定の変更申請が必要です。
- ◇認定こども園が1号認定として受け入れる場合、認定こども園を通じて支給認定の変更申請をしてください。

上記以外の場合の支給認定の変更申請

- ◇支給認定証が交付された後に、保育の必要性の事由や家族の状況などに変更があった場合は、支給認定の変更申請が必要です。
- ◇申請内容の確認の結果、変更が生じた場合、新たな支給認定証を発行します。
- ◇支給認定の変更は、保育の必要量の変更も含め、原則として申請のあった翌月から適用します。ただし、支給認定期間はその事由が発生した日をもとにして設定するため、変更の申請が遅れると支給認定の期間が基準より短く設定されることがありますので、ご注意ください。

支給認定期間が満了となった場合

- ◇支給認定期間が満了となった場合で引き続き保育施設をご利用になるときは、改めて支給認定の申請が必要です。この場合、再度利用調整するため引き続き保育施設を利用できるとは限りません。また、「保育の必要性の事由」がある場合は、それを確認するための必要書類を添えて変更申請してください。
- ◇支給認定されませんと、保育施設はご利用になれませんのでご注意ください。

支給認定証の再発行

- ◇支給認定証を汚してしまった場合や破れてしまった場合、紛失した場合は、再発行しますので申請してください。

支給認定現況届

- ◇2号認定・3号認定の支給認定を受けて保育施設を利用しているときは、支給認定の要件に合致しているかどうかと、翌年度の保育施設継続利用の希望を確認するために、おおむね9月頃に支給認定現況届（以下「現況届」といいます。）を提出していただきます。提出方法など、くわしくは、その時期になりましたら別途お知らせします。
- ◇現況届の提出がないと、保育施設の翌年度の利用や、当年度途中でも保育施設の利用ができなくなることがあります。

5 市外の保育施設の利用申請

市外に転出する予定がある、または里帰り出産、勤務地などを理由として、薩摩川内市外の保育施設の利用を希望することができます。

お申し込みは、子育て支援課または各支所地域振興課で受け付けます。保育施設では受け付けません。また市区町村によっては域外からの入所に制限を設けているところがあります。

お申し込みの前に

◇希望先の市区町村の保育施設利用調整担当課へ次の事項を必ずご確認ください。

- | | |
|-----------------|---------------|
| ① 申込み締切日 | ④ 申込みする際の注意点 |
| ② 必要書類 | ⑤ 希望する施設の空き状況 |
| ③ 他市区町村からの申込み制限 | |

支給認定・利用申請受付

◇子育て支援課または各支所地域振興課に必要書類をご提出ください。

- 必要書類**
- ① 11～13ページに記載の書類
 - ② ご希望の保育施設がある市区町村が必要とする書類

利用調整

◇ご希望の保育施設がある市区町村と薩摩川内市の間で協議のうえ、利用調整を行います。なお、市区町村により、住民登録のある方を優先したり、ご希望の事由によって受入れを制限したりするため、市外在住者は利用できない場合があります。

◇転出予定の方の薩摩川内市からのお申し込みは、利用調整を行う市区町村への仮申込みとなりますので、利用の可否にかかわらず、住民票の異動後に、改めて転出先市区町村の保育施設利用調整担当課に支給認定の申請および保育施設の利用のお申し込みが必要となります。お手続きをしないと、お申し込みが継続しないことや、内定が取消されることがありますので、ご注意ください。

申請取下げ

◇市外の保育施設を利用する必要がなくなったときは、速やかに「利用申込取下申出書」を子育て支援課または各支所地域振興課へご提出ください。

6 必要書類など (とじこみ書類に不足書類がないかご確認ください)

申込みの際には、次の書類などをご提出ください。

① 施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書 兼 児童台帳

- ◆新規のお申込みのほか、在園している保育施設以外や薩摩川内市以外の保育施設の利用を希望する場合なども、この申請書が必要です。
- ◆利用希望児童が複数の場合、児童ごとに申請書が必要です。

② 保育施設利用等に関する確認事項同意書兼誓約書

- ◆内容をよくご確認くださいのうえ、父母それぞれ署名・押印してください。

③ 保育を必要とする事由を確認するための資料

- ◆12ページをご覧ください。

④ 該当する場合のみ必要となる資料

- ◆13ページをご覧ください。

⑤ 印鑑 (スタンプタイプの印鑑は不可)

【注意事項】

- 書類の提出後に、確認事項がある場合など、新たな書類の提出を依頼することがあります。
- ご提出いただいた就労証明書について、就労実態を事業所に確認調査をすることがあります。
- ご提出いただいた書類は一切返却できません。必要がありましたら提出前にコピーをしてください。
- 利用手続きに関して不足書類がある場合は支給認定することができず、利用調整することもできないので、利用開始希望月の締切日までに必ずご提出ください。

★保育実施（希望）の最長期間

※小規模・事業所内保育事業所は0～2歳までの施設利用となります。

生年月日	最長保育実施（希望）期間
平成25年4月2日～平成26年4月1日	平成32年3月末日まで
平成26年4月2日～平成27年4月1日	平成33年3月末日まで
平成27年4月2日～平成28年4月1日	平成34年3月末日まで
平成28年4月2日～平成29年4月1日	平成35年3月末日まで
平成29年4月2日～平成30年4月1日	平成36年3月末日まで
平成30年4月2日～平成31年4月1日	平成37年3月末日まで
平成31年4月2日～	平成38年3月末日まで

「③保育を必要とする事由を確認するための資料」および認定される必要量、認定期間について

対象者 ◆父 ◆母 ◆同居している内縁の妻・夫

保育の必要性の事由	必要書類	保育の必要量	認定期間
月120時間以上 就労 する	・ 就労証明書	保育標準時間	原則として、証明書で届出た就労が続いている間
月48時間以上120時間未満 就労 する（月12日以上就労する場合に限る）	・ 就労証明書	保育短時間	
母親が 出産の前後 である	・ 母子手帳の写しまたは分娩予定証明書	保育標準時間	出産月の前3か月（出産月を含む）から、出産日から8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで
疾病 にかかる、 負傷 している、または精神・身体に 障害 を負っている	・ 医師の診断書または意見書 ※療養期間の分かるもの ・ 障害者手帳などの写し	保護者の必要量に応じて認定	完治等により事由が解消するまで
同居の親族（長期入院等を含む）を 常時介護・看護 している	・ 医師の診断書または意見書 ・ 状況説明書（被介護者） ※介護の必要性のわかるもの	保護者の必要量に応じて認定	介護・看護を継続している間
震災、風水害、火災等の 災害復旧 に当たっている	・ リ災証明または状況説明書	保育標準時間	災害復旧に従事している間
継続的に 求職活動 や 起業準備 を行っている	【雇用保険に加入していた場合】 ・ 離職票または雇用保険受給資格者証 【雇用保険に加入していなかった場合】 ・ 退職証明書（退職日の明記されたもの）またはハローワークが求職活動を証明した書類 ・ 求職活動・起業準備状況申請書兼誓約書	保育短時間	効力発生日（認定日）から89日目を迎える月の末日まで
学校教育法に規定された学校や職業訓練校に 在学中	・ 在学証明書 ・ カリキュラム	保護者の必要量に応じて認定	卒業（修了）予定日を迎える月の末日まで
育児休業法に基づく 育児休業 を取得している	・ 育児休暇証明書または就労証明書（復職予定日のわかるもの）	保育短時間	出生月の翌月1日から起算して12か月後の月末日まで
出産前の勤務先に、出産後再雇用 されることが決まっている	・ 離職票または退職証明書（退職日の明記されたもの） ・ 就労証明書（出産前の勤務先が、就労開始日を証明したものの）	保育短時間	出生月の翌月1日から起算して6か月後の月末日まで（里・下甌保育園利用の場合は12か月後の月末日まで）

※保育標準時間・・・保育時間1日最大11時間（延長保育を除く）。ただし、里・下甌保育園は10時間
 ※保育短時間・・・保育時間1日最大8時間（延長保育を除く）

「④該当する場合のみ必要となる資料」について

対象者 ◆申請する児童 ◆父 ◆母 ◆内縁の妻・夫 ◆同居している家族 など

対象者の状況	必要書類
保護者が育児休暇からの復職のため、保育施設の利用を申し込む場合（育児休暇中で、妊娠中または出産の事由から引き続き上のお子さんの利用申込みをする場合を含む）	育児休暇証明書 …休暇期間が記載されているもの。事業主が証明。任意の様式または辞令でも可。 就労証明書の該当欄に記載があれば不要。
利用開始日現在、お子さんや同居の方に障害がある場合	障害者手帳、療育手帳などの写し …障害のある方がいる世帯として保育料算定される場合は、必ずご提出ください。
利用開始日現在、お子さんに内部疾患がある場合	医師による診断書または主治医の意見書 …集団保育の可否や集団生活上の注意事項が明記されたもの
保護者が倒産・整理解雇により失業し、利用希望日時時点で離職日の翌月から3か月を経過していない場合	解雇通知・離職票等 …失業理由等を確認できるもの
きょうだいが支給認定を受けない幼稚園（いわゆる「年少々児」は除く）や、特別支援学校の幼稚部、児童発達支援センターなどを利用している場合	在籍（園）証明書 …平成31年4月1日以降発行の証明書（任意の書式で可） ★平成31年4月2日以降にご提出ください。
離婚調停中で配偶者と別居している場合	呼び出し状または事件係属証明書
外国国籍の方で就労ができない在留資格の場合	資格外活動許可証
利用開始日現在、お子さんが父・母と同居していない場合、または保護者が未婚の未成年である場合	祖父母など監護者の、保育を必要とする事由を確認するための書類
平成30年1月1日現在薩摩川内市外に住んでいた場合 ※平成30年度中に支給認定されなかった場合と申請書「⑥個人番号（マイナンバー）」に記載がなかった場合に限りです。	平成30年度の市区町村民税徴収税額決定（変更）通知書、納税通知書または市区町村民税所得課税証明書（36ページ④参照） 市区町村民税が非課税の場合は、 平成30年度市区町村民税非課税（課税のない）証明書
平成31年1月1日現在薩摩川内市外に住んでいた場合 ※平成31年9月1日以降利用する場合と申請書「⑥個人番号（マイナンバー）」に記載がなかった場合に限りです。	平成31年度の市区町村民税徴収税額決定（変更）通知書、納税通知書または市区町村民税所得課税証明書 市区町村民税が非課税の場合は、 平成31年度市区町村民税非課税（課税のない）証明書 ★平成31年6月1日以降にご提出ください。

注1）給与所得の源泉徴収票の提出は必要ありません。また、源泉徴収票をご提示いただいても保育料の算定はできません。

2）市区町村民税の徴収税額決定（変更）通知書が手元がない場合は、所得課税証明書でも結構ですが、その際は収入額や控除額、税額などすべて記載されたものをご提出ください。なお、所得証明書では保育料の算定はできませんのでご注意ください。

「施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書 兼 児童台帳」の記入例

様式第1号（第7条第1項関係）

申請児童	氏名・生年月日		利用希望施設（※）		
	(フリガナ) サツマセンダイ ジンロウ				
	薩摩川内 二郎 (平成28年12月31日生 2歳)		第1希望	〇〇保育園	希望理由 家から近い ため
	障害者手帳・療育手帳の有無	性別	第2希望	〇〇保育園	希望理由 職場から近い ため
	有・無	男・女	第3希望	〇〇保育園	希望理由 雰囲気が良 かったため

※ 保育所等の利用を希望する場合は、実際に入所を希望する園名を第3希望まで記入してください。
 ※ 内定している幼稚園等を利用する場合は、第1希望に内定している園名を記入してください。
 ※ 年齢は平成31年4月1日現在のものとしてください。

施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書 兼 児童台帳

平成30年11月22日

薩摩川内市長 様

保護者氏名 薩摩川内 太郎 川薩内摩

上記の児童について、施設型給付費・地域型保育給付費に係る支給認定を申請します。

保護者の ・住所 ・氏名 ・連絡先	住所	薩摩川内市神田町1番地		(連絡先)
	(フリガナ) サツマセンダイ タロウ	(フリガナ) サツマセンダイ ハナコ	氏名① 薩摩川内 太郎	氏名② 薩摩川内 花子
認定者番号	※既に支給認定を受けている場合に記入して下さい。			
保育の希望の有無(※)	有	保護者の労働又は疾病等の理由により、保育所等において保育の利用を希望する(幼稚園等と併願の場合を含む)		
	無	幼稚園等の利用を希望する(保育所等と併願の場合を除く)		

第一連絡者に
〇印をつけてください。

- (※)
- 「保育所等」とは、認可保育所、認定こども園(保育部分)、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育をいいます。(以下同じ)
 - 「幼稚園等」とは、幼稚園、認定こども園(教育部分)をいいます。
 - 「保護者氏名①・氏名②」には、父母の氏名を書いてください。
 - 「有」を〇で囲んだ場合は、①～⑥に必要事項を、「無」を〇で囲んだ場合は、①、②、④、⑤及び⑥に必要事項を記入してください。記入に当たっては「記入上の注意」をよく読み、字は楷書ではっきりと書いてください。

① 世帯の状況

区分	氏名 (上記保護者を含む) (上記申請児童を除く)	児童との続柄	生年月日	性別	職業 または 学校名等 (H31.4.1現在)	前年度分 (当年度分) 市町村民税 課税の有無	要介護認定 または障害者手 帳・療育手帳
児童の世帯員	(フリガナ) サツマセンダイ タロウ 薩摩川内 太郎	父	S63年4月26日生	男・女	会社員	有・無	有・無
	(フリガナ) サツマセンダイ ハナコ 薩摩川内 花子	母	H2年7月10日生	男・女	パート	有・無	有・無
	(フリガナ) サツマセンダイ イチロウ 薩摩川内 一郎	兄	H22年6月8日生	男・女	〇〇小学校	有・無	有・無
	(フリガナ) サツマセンダイ サブロー 薩摩川内 三郎	弟	H29年3月23日生	男・女	〇〇保育園	有・無	有・無
(フリガナ)			年 月 日生	男・女		有・無	有・無
(フリガナ)			年 月 日生	男・女		有・無	有・無
(フリガナ)			年 月 日生	男・女		有・無	有・無
生活保護の適用の有無		適用無し・適用有り(平成 年 月 日保護開始)					
平成30年1月1日時点の住所		<input checked="" type="checkbox"/> 薩摩川内市内 <input type="checkbox"/> 他の市町村()					
平成31年1月1日時点の住所		<input checked="" type="checkbox"/> 薩摩川内市内 <input type="checkbox"/> 他の市町村()					

(表面)

② 利用を希望する期間

利用を希望する期間	平成 31年 4月 1日から平成 35年 3月 31日まで
-----------	-------------------------------

③ 保育の利用を必要とする理由等

※ 保護者の労働又は疾病等の理由により保育所等において保育の利用を希望する場合に記入してください。

続柄	必要とする理由		備考
	父	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他 () (具体的な状況 (勤務先など))	
母	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 (出産日・出産予定日 平成 年 月 日) (産休・育休復帰予定日 平成 年 月 日) <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他 () (具体的な状況 (勤務先など))		
家庭の状況	<input type="checkbox"/> ひとり親家庭 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 左記以外		
希望する利用時間	利用曜日 (○をつけてください)		利用時間
	<input checked="" type="checkbox"/> 月 <input checked="" type="checkbox"/> 火 <input checked="" type="checkbox"/> 水 <input checked="" type="checkbox"/> 木 <input checked="" type="checkbox"/> 金 <input checked="" type="checkbox"/> 土		9時00分から 17時00分まで <input checked="" type="checkbox"/> 保育短時間認定を希望する

11ページ下段の囲みを参考に記入してください。

④ 祖父母の状況

①の世帯と同居している場合、「同居」としてください。

祖父				祖母			
氏名	薩摩川内 一	年齢	69	氏名	薩摩川内 華	年齢	65
住所	同居(別居) 別居の住所 宮崎県日向市**町**番地						
父方	<input type="checkbox"/> 就労 (就労先) <input checked="" type="checkbox"/> 疾病 (症状番号 ③糖尿病) <input type="checkbox"/> 在宅 <input checked="" type="checkbox"/> 通院(週 3日程度) <input type="checkbox"/> 入院			<input checked="" type="checkbox"/> 就労 (就労先) <input type="checkbox"/> 疾病 (症状番号) <input type="checkbox"/> 在宅 <input type="checkbox"/> 通院(週 日程度) <input type="checkbox"/> 入院			
祖父				祖母			
氏名	亡	年齢		氏名	鹿兒島 花子	年齢	58
住所	同居(別居) 別居の住所 東京都世田谷区**1丁目**番**号						
母方	<input type="checkbox"/> 就労 (就労先) <input type="checkbox"/> 疾病 (症状番号) <input type="checkbox"/> 在宅 <input type="checkbox"/> 通院(週 日程度) <input type="checkbox"/> 入院			<input checked="" type="checkbox"/> 就労 (就労先) <input type="checkbox"/> 疾病 (症状番号) <input type="checkbox"/> 在宅 <input type="checkbox"/> 通院(週 日程度) <input type="checkbox"/> 入院			
症状番号	①神経痛 ②高血圧 ③腰痛 ④糖尿病 ⑤心臓病 ⑥リュウマチ ⑦統合失調症 ⑧骨折 ⑨脳内出血 ⑩身体障害者 ⑪その他(症状番号欄に具体的に記入してください)						

チェックを入れた場合は、保育の必要性の事由にかかわらず支給認定は「保育短時間」になります。

祖父母ですでお亡くなりなられている方は「亡」を記入してください。

⑤ 他の小学校就学前の兄弟姉妹の状況

区分	兄弟姉妹の氏名
<input checked="" type="checkbox"/> 同じ保育所等・幼稚園等の利用を申し込んでいる。	薩摩川内 三郎
<input type="checkbox"/> 申込先と同じ保育所等・幼稚園等を利用している。	
<input type="checkbox"/> 別の保育所等・幼稚園等に利用の申込みをしている。 理由 ()	
<input type="checkbox"/> 別の保育所等・幼稚園等を利用している。 理由 ()	
<input type="checkbox"/> 次の理由で申し込んでいない。 <input type="checkbox"/> 認可外保育施設を利用している。(施設名) <input type="checkbox"/> 勤務先等に連れて行っている。 <input type="checkbox"/> 親族等がみている。 <input type="checkbox"/> その他 ()	

(裏面)

⑥ 個人番号（マイナンバー）

下の表に次に該当する方の個人番号（マイナンバー）を記入してください。

- ・保護者
- ・申請児童
- ・①世帯の状況 に記入した者のうち要介護認定又は障害者手帳・療育手帳が有となる者
- ・保育の利用を必要とする理由が疾病・障害、介護等の場合のその理由となる対象の者
- ・就学や施設入所等の理由で別居している申請児童の兄弟姉妹

氏名	児童との続柄	個人番号(マイナンバー)											
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
薩摩川内 太郎	父	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
薩摩川内 花子	母	5	6	7	8	9	0	1	2	3	4	5	6
薩摩川内 二郎	本人	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9

※個人番号（マイナンバー）は、保育料の算定や保育の利用を必要とする理由を確認するために使用するもので、正確に記入してください。

※認定こども園・幼稚園・保育園・家庭的保育事業者・小規模保育事業者・事業所内保育事業者・居宅訪問事業者（以下「保育施設等」と言います。）は、この用紙及び記載内容をコピー・転記その他記録することを厳禁とします。また、保育施設等はこの用紙を扱う者を制限し、かつ保管は鍵付で容易に持ち運びができない書棚・金庫等に保管すること。

食物アレルギー調査票

お子様にアレルギーがありますか？	
<input checked="" type="checkbox"/>	なし
<input type="checkbox"/>	あり
「あり」の場合、その内容 []	

保育施設利用等に関する確認事項同意書兼誓約書の記入例

保育施設利用等に関する確認事項同意書兼誓約書

※以下の確認事項及び同意事項をよくお読みのうえ、裏面にご署名をお願いします（ご署名・捺印をもって同意されたものとみなします）。

■支給認定に関する確認事項

1. 保育施設を利用したい場合は「保育施設利用のしおり」をよくお読みください。申請の際には「保育を必要とする事由」の確認をさせていただきます。
2. 支給認定の可否結果は文書で通知します。認定ができる方への通知は原則として保育施設の決定通知と一緒にいきます。書類不備などにより認定ができない方に対しては、利用調整の結果を待たずに通知することがあります（4月利用開始の場合、2月上旬～中旬頃に通知予定です）。
3. 支給認定を受けた後に、申込み内容に変更が生じた場合は、支給認定の変更を申請してください。変更内容によっては、お手元にある支給認定証を市に返還していただいたうえで、新たな支給認定証を交付します。→17.
4. 支給認定の有効期間は保育を必要とする事由により異なります。認定期間が終了した場合は、すみやかに支給認定証を返還してください。保育施設を利用している方は、退園申出書をあわせて提出してください。
5. 支給認定証を棄損した場合は、支給認定証の再交付を申請していただく必要があります。その際は、手元にある棄損した認定証を市に返還し、新たな支給認定証の交付を受けてください。支給認定証を紛失した場合も再交付の申請が必要となります。再交付後に紛失した支給認定証を発見した場合は、すみやかに市に返還してください。

■保育施設の利用申込みに関する確認事項

6. 利用手続きに必要な書類は申込締切日までに必ず提出してください。書類の提出がない場合は利用調整ができず、保育施設を決定できません。また、該当する場合に必要となる市区町村税徴収額決定（変更）通知書の提出がない場合は、各支給認定区分で最も高い保育料で決定します。
7. 申込後、就労や世帯等の状況に変更が生じた場合は、変更申請書に必要書類を添付し、早急に市に提出してください。申込内容が事実と異なる場合、支給認定を取り消すことがあります（支給認定が取り消されると保育所等を利用もできなくなります）。
8. 希望施設の変更や転園をする場合は、申込締切日までに「希望施設変更・転園届出書」を提出してください。なお、この届は当該児童について複数届があった場合は、最後に提出されたものが有効です。
9. 利用申込を取下げの場合は、市に連絡のうえ「利用申込取下申出書」を提出してください。また、支給認定証が発行されている場合はすみやかに市に返還してください。
10. 施設により保育目標が異なることや、保育料以外に実費（制服や延長保育料など）や上乗せ徴収していることがあります。利用を希望する施設については必ず事前に見学をし、説明を受けるなどして、自ら確認してください。
11. アレルギーなどによる食事制限がある場合は、その程度にかかわらず必ず希望施設にご相談ください。保育施設ではアレルギーの原因となる食材を取り除いた除去食を可能な限り行っていますが、場合によっては食物アレルギーの対応ができないことがあります。
12. 求職中の方は、求職中として支給認定を受けてから89日以内に就労証明書を提出してください。就労証明書の提出がないと、支給認定期間満了により保育施設の利用ができなくなります。その後利用を希望する際は、再度申請が必要となります（再度利用調整することになります）。
13. 妊娠・出産を理由としての認定期間は、出産予定月の前3か月（出産日が属する月を含む）から、出産後8週間を経過する日の次の日が属する月の末日までとなります。引き続き継続して保育施設を利用するためには、別の事由・申請が必要となります。
14. 育児休暇からの復職により利用を希望する場合、復職日によって利用可能な月が異なりますので、就労証明書は「育児休暇期間」の明記されたものを提出してください。育児休暇を短縮して復職する場合は、あらかじめ勤務先に育児休暇からの繰り上げ復帰ができることを確認のうえ申請してください。
15. 入園決定後、施設での説明会が行われる場合は必ず参加してください。日時等の詳細については入園が決定した施設にお問い合わせください。

（うら面へ）

■保育施設利用開始後の確認事項

16. 各施設が定める「きまり」を守り、支給認定を受けた利用時間の中で、各施設の開設時間内に迎送してください。
17. 利用開始後に就労や世帯等の状況に変更が生じた場合は、3.とあわせて必要書類を添付し、すみやかに市に提出してください。
18. 保育所等を利用できる方は、保育を必要とする事由がある方のみとなります。保育を必要とする事由がなくなった場合は、支給認定が取り消され、保育所等を退園することになります（ただし、認定こども園を利用し、必要な手続きを経て1号認定を受ける場合は引き続き当該認定こども園を利用することができます）。
19. その世帯に保育料の滞納がある場合、滞納となった理由が真にやむを得ない（失業や災害、生活保護の受給）場合を除き、その兄弟姉妹が新規に保育所等の入園申込みをする場合、優先度の設定で減算します。
20. 適正に保育料を算定するため、税務課から必要な年度の市民税課税情報を取得することがあります。他にも、以下の課から資料を取得することがあります。また、これらの課からの求めに応じ資料を提供することがあります。
・市民課（戸籍、住民票） ・保護課（生活保護） ・学校教育課（公立幼稚園の利用状況） ※同様の業務を行う他の市区町村の組織も含まれます。
21. 適正な保育の実施等を行うため、以下の課から資料を取得することがあります。また、これらの課からの求めに応じ資料を提供することがあります。
・市民課（戸籍、住民票） ・保護課（生活保護） ・市民健康課（児童の生育に関すること） ・障害・社会福祉課（児童の障害に関すること）
・防災安全課（災害発生時） ・消防局（火災・救急発生時） ・収納課（滞納関係） ※同様の業務を行う他の市区町村の組織も含まれます。
22. 利用開始後、お子さんの健康状態や発達の状態により、お子さんの健康状況の確認や集団保育の状況を見させていただくことがあり、場合によっては施設の利用に制限がかかる場合や必要な医療機関の受診等をお願いすることがあります。
23. 認可保育所の場合、保育料が滞納すると、督促状を交付するほか、市の職員が自宅訪問や電話による催告を行います。それでもなお納付がない場合には、滞納金額にかかわらず、地方税の滞納処分の例に従い財産の差押えを行うことがあります。また保育料の取納情報を必要に応じて認可保育所に提供します。
24. 認可保育所以外の施設の場合、保育料が滞納となった場合、施設の職員が督促を行います。それでもなお納付がない場合には、市が徴収を代行する場合があります。また、保育料の取納情報を必要に応じて、市が施設に確認することがあります。

薩摩川内市長 宛 支給認定および保育所等の利用申込みにあたり、以上の記載事項について同意します。

（署名欄）

同意年月日 平成30年11月22日

住所 鹿児島県薩摩川内市 神田町1番地

保護者①署名 薩摩川内 太郎

川薩
内彦

保護者②署名 薩摩川内 花子

花子
印

児童名 薩摩川内 二郎

（署名欄）について
・黒または青のボールペンで、それぞれ自筆で署名してください。

・スタンプタイプの印鑑はご使用にならないでください。

署名欄は、保護者それぞれ自筆・捺印してください。

様式第1号（第7条第1項関係）

申請児童	氏名・生年月日		利用希望施設（※）		
	(フリガナ)		第1希望		希望理由
	(平成 年 月 日生 歳)				
	障害者手帳・療育手帳の有無	性別	第2希望		希望理由
有・無	男・女	第3希望		希望理由	

※ 保育所等の利用を希望する場合は、実際に入所を希望する園名を第3希望まで記入してください。
 ※ 内定している幼稚園等を利用する場合は、第1希望に内定している園名を記入してください。
 ※ 年齢は平成31年4月1日現在のものとしてください。

施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書 兼 児童台帳

平成 年 月 日

保護者氏名 ㊟

薩摩川内市長 様

上記の児童について、施設型給付費・地域型保育給付費に係る支給認定を申請します。

保護者の ・住所 ・氏名 ・連絡先	住所 薩摩川内市		(連絡先)		
	(フリガナ) 氏名①	(フリガナ) 氏名②	自宅TEL ()-()-()	携帯(父) ()-()-()	携帯(母) ()-()-()
認定者番号	※既に支給認定を受けている場合に記入して下さい。				
保育の希望 の有無（※）	有	： 保護者の労働又は疾病等の理由により、保育所等において保育の利用を希望する(幼稚園等と併願の場合を含む)			
	無	： 幼稚園等の利用を希望する(保育所等と併願の場合を除く)			

(※)

- ・「保育所等」とは、認可保育所、認定こども園（保育部分）、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育をいいます。（以下同じ）
- ・「幼稚園等」とは、幼稚園、認定こども園（教育部分）をいいます。
- ・「保護者氏名①・氏名②」には、父母の氏名を書いてください。
- ・「有」を○で囲んだ場合は、①～⑥に必要事項を、「無」を○で囲んだ場合は、①、②、④、⑤及び⑥に必要事項を記入してください。記入に当たっては「記入上の注意」をよく読み、字は楷書ではっきりと書いてください。

① 世帯の状況

区分	氏名 (上記保護者を含む) (上記申請児童を除く)	児童との 続柄	生年月日	性別	職業 または 学校名等 (H31.4.1現在)	前年度分 (当年度分) 市町村民税 課税の有無	要介護認定 または障害者手 帳・療育手帳
児童の 世帯員	(フリガナ)		年 月 日生	男・女		有・無	有・無
	(フリガナ)		年 月 日生	男・女		有・無	有・無
	(フリガナ)		年 月 日生	男・女		有・無	有・無
	(フリガナ)		年 月 日生	男・女		有・無	有・無
	(フリガナ)		年 月 日生	男・女		有・無	有・無
	(フリガナ)		年 月 日生	男・女		有・無	有・無
	(フリガナ)		年 月 日生	男・女		有・無	有・無
生活保護の適用の有無		適用無し ・ 適用有り (平成 年 月 日保護開始)					
平成30年1月1日時点の住所		<input type="checkbox"/> 薩摩川内市内 <input type="checkbox"/> 他の市町村()					
平成31年1月1日時点の住所		<input type="checkbox"/> 薩摩川内市内 <input type="checkbox"/> 他の市町村()					

(表面)

② 利用を希望する期間

利用を希望する期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
-----------	----------------------

③ 保育の利用を必要とする理由等

※ 保護者の労働又は疾病等の理由により保育所等において保育の利用を希望する場合に記入してください。

保育の利用を必要とする理由	続柄	必要とする理由	備考
	父	<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他() (具体的な状況 (勤務先など))	
	母	<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 (出産日・出産予定日 平成 年 月 日) (産休・育休復帰予定日 平成 年 月 日) <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他() (具体的な状況 (勤務先など))	
家庭の状況	<input type="checkbox"/> ひとり親家庭 ・ <input type="checkbox"/> 左記以外		
希望する利用時間	利用曜日 (○をつけてください)		利用時間
	月・火・水・木・金・土		時 分から 時 分まで <input type="checkbox"/> 保育短時間認定を希望する

④ 祖父母の状況

①の世帯と同居している場合、「同居」としてしてください。

祖父				祖母				
父方	氏名		年齢		氏名		年齢	
	住所	同居・別居	別居の住所					
	<input type="checkbox"/> 就労 (就労先) <input type="checkbox"/> 疾病 (症状番号) <input type="checkbox"/> 在宅 <input type="checkbox"/> 通院(週 日程度) <input type="checkbox"/> 入院				<input type="checkbox"/> 就労 (就労先) <input type="checkbox"/> 疾病 (症状番号) <input type="checkbox"/> 在宅 <input type="checkbox"/> 通院(週 日程度) <input type="checkbox"/> 入院			
祖父				祖母				
母方	氏名		年齢		氏名		年齢	
	住所	同居・別居	別居の住所					
	<input type="checkbox"/> 就労 (就労先) <input type="checkbox"/> 疾病 (症状番号) <input type="checkbox"/> 在宅 <input type="checkbox"/> 通院(週 日程度) <input type="checkbox"/> 入院				<input type="checkbox"/> 就労 (就労先) <input type="checkbox"/> 疾病 (症状番号) <input type="checkbox"/> 在宅 <input type="checkbox"/> 通院(週 日程度) <input type="checkbox"/> 入院			
症状番号	①神経痛 ②高血圧 ③腰痛 ④糖尿病 ⑤心臓病 ⑥リュウマチ ⑦統合失調症 ⑧骨折 ⑨脳内出血 ⑩身体障害者 ⑪その他(症状番号欄に具体的に記入してください)							

⑤ 他の小学校就学前の兄弟姉妹の状況

区分	兄弟姉妹の氏名
<input type="checkbox"/> 同じ保育所等・幼稚園等の利用を申し込んでいる。	
<input type="checkbox"/> 申込先と同じ保育所等・幼稚園等を利用している。	
<input type="checkbox"/> 別の保育所等・幼稚園等に利用の申込みをしている。 理由 ()	
<input type="checkbox"/> 別の保育所等・幼稚園等を利用している。 理由 ()	
<input type="checkbox"/> 次の理由で申し込んでいない。 <input type="checkbox"/> 認可外保育施設を利用している。(施設名) <input type="checkbox"/> 勤務先等に連れて行っている。 <input type="checkbox"/> 親族等がみている。 <input type="checkbox"/> その他 ()	

(裏面)

⑥ 個人番号（マイナンバー）

下の表に次に該当する方の個人番号（マイナンバー）を記入してください。

- ・保護者
- ・申請児童
- ・①世帯の状況 に記入した者のうち要介護認定又は障害者手帳・療育手帳が有となる者
- ・保育の利用を必要とする理由が疾病・障害、介護等の場合のその理由となる対象の者
- ・就学や施設入所等の理由で別居している申請児童の兄弟姉妹

氏名	児童との続柄	個人番号(マイナンバー)											

※個人番号（マイナンバー）は、保育料の算定や保育の利用を必要とする理由を確認するために使用するもので、正確に記入してください。

※認定こども園・幼稚園・保育園・家庭的保育事業者・小規模保育事業者・事業所内保育事業者・居宅訪問事業者（以下「保育施設等」と言います。）は、この用紙及び記載内容をコピー・転記その他記録することを厳禁とします。また、保育施設等はこの用紙を扱う者を制限し、かつ保管は鍵付で容易に持ち運びができない書棚・金庫等に保管すること。

食物アレルギー調査票

お子様にアレルギーがありますか？	
<input type="checkbox"/> なし	
<input type="checkbox"/> あり	
〔	「あり」の場合、その内容
〕	

記入上の注意

この申請書は、保護者が次の点に注意し、もれなく記入のうえ、市に提出してください。
なお、申請する児童がその家庭から2人以上いる場合は、児童ごとにそれぞれ申請書が必要です。

【1枚目・表面】

1. 「申請児童」の欄は「氏名」にフリガナを付し、「性別」の欄は該当するものを○で囲んでください。
2. 年齢は平成31年4月1日時点の年齢を記入してください。
3. 「障害者手帳・療育手帳の有無」の欄は、申請児童に係る障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等）の所持の有無について、該当するものを○で囲んでください（「有」のときは、その手帳類の写しも提出してください）。
4. 保護者が単身赴任などで申請児童と別居しているとき、その保護者の住所は余白部分に記入してください。
5. 「保護者住所・連絡先」欄中の「（連絡先）」欄には、父母の携帯電話以外の連絡先で、容易に連絡のつく連絡先を記入してください。また、第1連絡者には、電話番号の前に○印をつけてください。
6. 「認定者番号」の欄は、申請児童がすでに支給認定されているときには認定者番号を記入してください（支給認定証に記載があります）。
7. 「①世帯の状況」の欄は、申請児童と同居している家族（単身赴任などのために別居している保護者を含む。）のうち、申請児童以外全員について記名し、「児童との続柄（申請児童を基準に）」、「生年月日」、「性別」及び「前年度分（当年度分）市町村民税課税の有無」欄は、該当するものを○で囲んでください。また、「職業又は学校名等」の欄は、就労している場合はその所属先名、きょうだいがいる場合は、平成31年4月1日時点で在籍予定の学校名、幼稚園名、保育施設名などをそれぞれ記入してください。
8. 平成30年1月1日現在および平成31年1月1日現在（予定を含む）、保護者の住所が薩摩川内市以外にある場合は、その市町村名を記入してください。

【1枚目・裏面】

9. 「②利用を希望する期間」の欄は、保育施設（事業者）の利用を始めた日時から、小学校就学始期に達するまでの間で、施設（事業者）の利用を希望する期間を記入してください。
10. 「③保育の利用を必要とする理由等」は、該当する理由の□欄をチェックしてください。該当する項目がない場合は、その他の□にチェックし、（ ）内に理由を具体的に記入してください。
11. 母の保育を必要とする理由が「妊娠・出産」に該当する場合は、出産日または出産予定日、産休・育休復帰予定日を記入してください。
12. 「④祖父母の状況」は、祖父母の現況について該当する□欄をチェックしてください。同居しているときは住所の記入は不要です。既に亡くなられているときは、該当する「祖父」・「祖母」の各氏名欄に「亡」と記入してください。
13. 「⑤他の小学校就学前の兄弟姉妹の状況」は、申請児童のきょうだいについて、平成31年度の予定としてあてはまる欄に記名してください。

【2枚目・表面】

14. 保護者（父母とも）、申請児童のほか、申請書中に記載している該当者の方の個人番号（マイナンバー）を記入してください。
15. 申請児童に食物アレルギーがあるときは、その内容を記入してください。

【留意事項】

- 支給認定（保育の必要性の認定）及び施設（事業者）へ入所については、
 - ・ 保育の実施基準に該当しないため、希望する認定が受けられない場合
 - ・ 希望者が多数いるため希望する施設に入所できない場合
 - ・ 保育の実施基準に該当事由により利用期間の希望に沿えない場合がありますから、あらかじめご承知ください。
- 申請書、同意書兼誓約書のほか、別に定められた証明書類を添付してください。証明書類がない場合は、支給認定の内容の確認ができませんので、保育施設などの利用ができなくなることがあります。
- 該当する場合のみ必要となる資料のうち、市区町村民税徴収税額決定（変更）通知書または市区町村民税非課税（課税のない）証明書がない場合の保育料は、各支給認定区分における最高額で決定します。
- 提出書類を含め、申請内容に虚偽があった場合、支給認定を取り消します。

保育施設利用等に関する確認事項同意書兼誓約書

※以下の確認事項及び同意事項をよくお読みください（ご署名・捺印をお願いします（ご署名・捺印をもつて同意されたものとみなします））。

■支給認定に関する確認事項

1. 保育施設を利用したい場合は「保育施設利用のしおり」をよくお読みください。申請の際には「保育を必要とする事由」の確認をさせていただきます。
2. 支給認定の可否結果は文書で通知します。認定ができる方への通知は原則として保育施設の決定通知と一緒にを行います。書類不備などにより認定ができない方に対しては、利用調整の結果を待たずに通知することがあります（4月上旬～中旬頃に通知予定です）。
3. 支給認定を受けた後に、申込み内容に変更が生じた場合は、支給認定の変更を申請してください。変更内容によっては、お手元にある支給認定証を市に返還していただくうえ、新たな支給認定証を交付します。→17.
4. 支給認定の有効期間は保育を必要とする事由により異なります。認定期間が終了した場合は、すみやかに支給認定証を返還してください。保育施設を利用している方は、退園申出書をあわせて提出してください。
5. 支給認定証を棄損した場合は、支給認定証の再交付を申請していただく必要があります。その際は、手元にある棄損した認定証を市に返還し、新たな支給認定証の交付を受けてください。支給認定証を紛失した場合も再交付の申請が必要となります。再交付後に紛失した支給認定証を発見した場合は、すみやかに市に返還してください。

■保育施設の利用申込みに関する確認事項

6. 利用手続きに必要な書類は申込締切日までに必ず提出してください。書類の提出がない場合は利用調整ができず、保育施設を決定できません。また、該当する場合には必要となる市区町村民税徴収額決定（変更）通知書の提出がない場合は、各支給認定区分で最も高い保育料で決定します。
7. 申込後、就労や世帯等の状況に変更が生じた場合は、変更申請書に必要書類を添付し、早急に市に提出してください。申込内容が事実と異なる場合、支給認定を取り消すことがあります（支給認定が取り消されると保育所等を利用もできなくなります）。
8. 希望施設の変更や転園をする場合は、申込締切日までに「希望施設変更・転園届出書」を提出してください。なお、この届は当該児童について複数提出があった場合は、最後に提出されたものが有効です。
9. 利用申込を取下げられる場合は、市に連絡のうえ「利用申込取下申出書」を提出してください。また、支給認定証が発行されている場合はすみやかに市に返還してください。
10. 施設により保育目標が異なることや、保育料以外に実費（制服や延長保育料など）や上乗せ徴収していることがあります。利用を希望する施設については必ず事前に見学をし、説明を受けるなどして、自ら確認してください。
11. アレルギーなどによる食事制限がある場合は、その程度にかかわらず必ず希望施設にご相談ください。保育施設ではアレルギーの原因となる食材を取り除いた除去食を可能な限り行っていますが、場合によっては食物アレルギーの対応ができないことがあります。
12. 求職中として支給認定を受けてから89日以内に就労証明書を提出してください。就労証明書の提出がないと、支給認定期間満了により保育施設の利用ができなくなります。その後利用を希望する際は、再度申請が必要となります（再度利用調整することになります）。
13. 妊娠・出産を理由としての認定期間は、出産予定月の前3カ月（出産日が属する月を含む）から、出産後8週間を経過する日の次の日が属する月の末日までとなります。引き続き継続して保育施設を利用するためには、別の事由・申請が必要となります。
14. 育児休暇からの復職により利用を希望する場合、復職日によって利用可能な月が異なりますので、就労証明書は「育児休暇期間」の明記されたものを提出してください。育児休暇を短縮して復職する場合は、あらかじめ勤務先に育児休暇からの繰り上げ復帰ができることを確認のうえ申請してください。
15. 入園決定後、施設での説明会が行われる場合は必ず参加してください。日時等の詳細については入園が決定した施設にお問い合わせください。

■ 保育施設利用開始後の確認事項

16. 各施設が定める「きまり」を守り、支給認定を受けた利用時間の中で、各施設の開設時間内に送迎してください。
17. 利用開始後に就労や世帯等の状況に変更が生じた場合は、3.とあわせて必要書類を添付し、すみやかに市に提出してください。
18. 保育所等を利用できる方は、保育を必要とする事由がある方のみとなります。保育を必要とする事由がなくなつた場合は、支給認定が取り消され、保育所等を退園することになります（ただし、認定ことも園を利用し、必要な手続きを経て1号認定を受ける場合は引き続き当該認定ことも園を利用することができます）。
19. その世帯に保育料の滞納がある場合、滞納となつた理由が真にやむを得ない（失業や災害、生活保護の受給）場合を除き、その兄弟姉妹が新規に保育所等の入園申込みをする場合、優先度の設定で減算します。
20. 適正に保育料を算定するため、税務課から必要な年度の市民税課税情報を取得することがあります。他にも、以下の課から資料を取得することがあります。また、これらの課からの求めに応じ資料を提供することがあります。
 - ・市民課（戸籍、住民票）
 - ・保護課（生活保護）
 - ・学校教育課（公立幼稚園の利用状況）
 - ※同様の業務を行う他の市区町村の組織も含まれます。
21. 適正な保育の実施等を行うため、以下の課から資料を取得することがあります。また、これらの課からの求めに応じ資料を提供することがあります。
 - ・市民課（戸籍、住民票）
 - ・保護課（生活保護）
 - ・市民健康課（児童の生育に関すること）
 - ・障害・社会福祉課（児童の障害に関すること）
 - ・防災安全課（災害発生時）
 - ・消防局（火災・救急発生時）
 - ・収納課（滞納関係）
 - ※同様の業務を行う他の市区町村の組織も含まれます。
22. 利用開始後、お子さんの健康状態や発達の状況により、お子さんの健康状況の確認や集団保育の状況を見させていただくことがあります。場合によっては施設の利用に制限がかかる場合や必要な医療機関の受診等をお願いすることがあります。
23. **認可保育所の場合、保育料が滞納すると、督促状を交付するほか、市の職員が自宅訪問や電話による催告を行います。それでもなお納付がない場合には、滞納金額にかかわらず、地方税の滞納処分の例に従い財産の差押えを行うことがあります。また保育料の収納情報を必要に応じて認可保育所に提供します。**
24. 認可保育所以外の施設の場合、保育料が滞納となつた場合、施設の職員が督促を行います。それでもなお納付がない場合には、市が徴収を代行する場合があります。また、保育料の収納情報を必要に応じて、市が施設に確認することがあります。

薩摩川内市長 宛 支給認定および保育所等の利用申込みにあたり、以上の記載事項について同意します。

(署名欄)

同意年月日 平成 年 月 日

住所 鹿児島県薩摩川内市

保護者①署名

印

保護者②署名

印

児童名

(署名欄) について
・黒または青のボールペンで、それぞれ自筆で署名してください。

・スタンプタイプの印鑑はご使用にならな
いでください。

就労証明書

【自営業・農業従事者以外用】

保育施設名	
児童名	生年月日

○勤めに出ている人（勤める予定の人）

氏名	就労開始年月日 平成 年 月 日 1. 就労 2. 就労予定
雇用形態(該当するものに○) 常勤(正職)・パート・契約社員・派遣社員 委託契約・その他()	雇用・契約期間満了日 1. 常勤(正職)(雇用の期限を定めないもの) 2. 次の期間まで(平成 年 月 日) 契約更新 あり ・ なし
雇用保険の加入 加入 ・ 未加入	
職種(仕事の内容)	育児休暇の期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日 (復職(予定)日:平成 年 月 日)

雇用・契約内容(委託契約の場合、委託契約の写し)

勤務日等	勤務時間(休憩時間を含む)	午前・午後 時 分 ～ 午前・午後 時 分 午前・午後 時 分 ～ 午前・午後 時 分 午前・午後 時 分 ～ 午前・午後 時 分	休憩時間を除く勤務時間	時間 分
	勤務日数	1 カ月 日 ・ 1 週 日		時間 分
	勤務先	所在地 名称 電話番号 - -		時間 分

最近3カ月の実績(就労予定の場合、空欄とし、産休・育休期間の場合、「育休等」としてください。)

平成 年 月	平成 年 月	平成 年 月
勤務日数 _____ 日	勤務日数 _____ 日	勤務日数 _____ 日
総支給額 _____ 円	総支給額 _____ 円	総支給額 _____ 円

上記のとおりであることを証明します。

平成 年 月 日
所在地 (電話番号 - -)
事業所名
代表者名 印 (ご担当者名:)

○内職をしている人

氏名	仕事の内容	
仕事をしている時間 午前 時 分 ～ 午前 時 分 午後 時 分 ～ 午後 時 分	仕事をしている日数 月 日程度	仕事を始めた日 年 月 日から

最近3カ月の実績(就労予定の場合、空欄としてください。)

平成 年 月	平成 年 月	平成 年 月
勤務日数 _____ 日	勤務日数 _____ 日	勤務日数 _____ 日
総支給額 _____ 円	総支給額 _____ 円	総支給額 _____ 円

上記のとおりであることを証明します。

平成 年 月 日
事業所名 (電話番号 - -)
代表者名 印 (ご担当者名:)

*記入方法は、うら面をご参照ください。

就労証明書 記入上の留意事項

1. 証明者（雇用主）の方へ

- この証明書は、保育所等の利用のために必要です。お手数ですが、必要事項に記入もれがないよう証明願います。
- 証明された内容について市から問い合わせることがありますので、あらかじめご了承ください。
- 社印、代表印等を必ず押印してください。証明する方は営業所長や人事担当課長、店長等就労を証明できる方であれば、必ずしも雇用主である必要はありません。
- 派遣社員の場合は、派遣元の会社が証明してください。
- 勤務時間（休憩時間を含む）の欄には、被雇用者の場合、育児時間（時間短縮時間）ではなく就業規則で定められた時間をご記入ください。なお、シフトにより複数の時間帯がある場合、多いパターンから3つご記入ください。
- 勤務日数の欄には、雇用契約に基づく1か月あたり、または1週間あたりの勤務日数をご記入ください。
- 勤務地の欄には、実際に勤務している所在地、名称（店名、屋号など）をご記入ください。
- 最近3か月の実績の欄のうち、勤務日数には、有給休暇を取得している場合はその日数を含めてください。また、総支給額には賞与や税を含めた金額をご記入ください。
- 証明内容について、証明時点で未定の場合は「予定」としてご記入ください。
- 書き損じた場合は、訂正箇所を二重線で見え消しし、その上に証明に使用した印で訂正印を押印してください。
（※修正液による修正はしないでください。）

2. 保護者の方へ

- 証明書は、必ず勤務先の方に記入してもらってください。
- 証明内容について勤務先に問い合わせることがありますので、あらかじめご了承ください。
- 証明書は、保護者1人につき1部ご提出ください（複数の児童が保育所等を利用する場合も1部ご提出ください）。
- 勤務先、勤務条件等が変更になった場合は、その都度、就労証明書など保育の必要性を証明する資料をご提出ください。
- 保育所等での一時預かり事業で対応できると判断した場合は入所申込みの却下、または入所決定を取り消す場合があります。
- 証明内容について不正が認められた場合には、支給認定を取り消す（保育所等の入所決定を取り消す）ことがあります。
- 次の場合には、支給認定および利用調整はしません。
 - ・ 無給（専従者を除く）の場合
 - ・ 賃金の支払いではなく、現物支給による場合
 - ・ 製品、商品などを、おもに自家用のために製作、売買等している場合
 - ・ その他、経営規模が著しく小さい場合

お問い合わせ先

〒895-8650
薩摩川内市神田町3番22号
薩摩川内市 子育て支援課
TEL 0996-23-5111
FAX 0996-23-1223

就 労 証 明 書

【自営業・農業従事者以外用】

保育施設名

児 童 名

生 年 月 日

○勤めに出ている人（勤める予定の人）

氏名	就労開始年月日 平成 年 月 日 1. 就労 2. 就労予定
雇用形態(該当するものに○) 常勤(正職)・パート・契約社員・派遣社員 委託契約・その他()	雇用・契約期間満了日 1. 常勤(正職)(雇用の期限を定めないもの) 2. 次の期間まで(平成 年 月 日) 契約更新 あり ・ なし
雇用保険の加入 加入 ・ 未加入	
職種(仕事の内容)	育児休暇の期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日 (復職(予定)日:平成 年 月 日)

雇用・契約内容(委託契約の場合、委託契約の写し)

勤務日等	勤務時間 (休憩時間を含む)	午前・午後 時 分 ～ 午前・午後 時 分	休憩時間を 除く勤務時間	時間 分
		午前・午後 時 分 ～ 午前・午後 時 分		時間 分
		午前・午後 時 分 ～ 午前・午後 時 分		時間 分
	勤務日数	1カ月 日 ・ 1週 日		
	勤務先	所在地		
		名 称	電話番号	- -

最近3カ月の実績(就労予定の場合、空欄とし、産休・育休期間の場合、「育休等」としてください。)

平成 年 月	平成 年 月	平成 年 月
勤務日数 _____ 日	勤務日数 _____ 日	勤務日数 _____ 日
総支給額 _____ 円	総支給額 _____ 円	総支給額 _____ 円

上記のとおりであることを証明します。

平成 年 月 日

所在地

(電話番号 - -)

事業所名

代表者名

印

(ご担当者名:)

○内職をしている人

氏名	仕事の内容	
仕事をしている時間 午前 時 分 ～ 午前 時 分 午後 時 分	仕事をしている日数 月 日程度	仕事を始めた日 年 月 日から

最近3カ月の実績(就労予定の場合、空欄としてください。)

平成 年 月	平成 年 月	平成 年 月
勤務日数 _____ 日	勤務日数 _____ 日	勤務日数 _____ 日
総支給額 _____ 円	総支給額 _____ 円	総支給額 _____ 円

上記のとおりであることを証明します。

平成 年 月 日

事業所名

(電話番号 - -)

代表者名

印

(ご担当者名:)

*記入方法は、うら面をご参照ください。

就労証明書 記入上の留意事項

1. 証明者（雇用主）の方へ

- この証明書は、保育所等の利用のために必要です。お手数ですが、必要事項に記入もれがないよう証明願います。
- 証明された内容について市から問い合わせることがありますので、あらかじめご了承ください。
- 社印、代表印等を必ず押印してください。証明する方は営業所長や人事担当課長、店長等就労を証明できる方であれば、必ずしも雇用主である必要はありません。
- 派遣社員の場合は、派遣元の会社が証明してください。
- 勤務時間（休憩時間を含む）の欄には、被雇用者の場合、育児時間（時間短縮時間）ではなく就業規則で定められた時間をご記入ください。なお、シフトにより複数の時間帯がある場合、多いパターンから3つご記入ください。
- 勤務日数の欄には、雇用契約に基づく1か月あたり、または1週間あたりの勤務日数をご記入ください。
- 勤務地の欄には、実際に勤務している所在地、名称（店名、屋号など）をご記入ください。
- 最近3か月の実績の欄のうち、勤務日数には、有給休暇を取得している場合はその日数を含めてください。また、総支給額には賞与や税を含めた金額をご記入ください。
- 証明内容について、証明時点で未定の場合は「予定」としてご記入ください。
- 書き損じた場合は、訂正箇所を二重線で見え消しし、その上に証明に使用した印で訂正印を押印してください。
(※修正液による修正はしないでください。)

2. 保護者の方へ

- 証明書は、必ず勤務先の方に記入してもらってください。
- 証明内容について勤務先に問い合わせることがありますので、あらかじめご了承ください。
- 証明書は、保護者1人につき1部ご提出ください（複数の児童が保育所等を利用する場合も1部ご提出ください）。
- 勤務先、勤務条件等が変更になった場合は、その都度、就労証明書など保育の必要性を証明する資料をご提出ください。
- 保育所等での一時預かり事業で対応できると判断した場合は入所申込みの却下、または入所決定を取り消す場合があります。
- 証明内容について不正が認められた場合には、支給認定を取り消す（保育所等の入所決定を取り消す）ことがあります。
- 次の場合には、支給認定および利用調整はしません。
 - ・ 無給（専従者を除く）の場合
 - ・ 賃金の支払いではなく、現物支給による場合
 - ・ 製品、商品などを、おもに自家用のために製作、売買等している場合
 - ・ その他、経営規模が著しく小さい場合

お問い合わせ先

〒895-8650
薩摩川内市神田町3番22号
薩摩川内市 子育て支援課
TEL 0996-23-5111
FAX 0996-23-1223

就 労 証 明 書

【自営業・農業従事者用】

保育施設名

児 童 名

生 年 月 日

氏名	就労開始年月日 平成 年 月 日 1. 就労 2. 就労予定
雇用形態(該当するものに○) 常勤(正職)・パート・契約社員・派遣社員 自営業・委託契約・その他()	雇用・契約期間満了日 1. 自営業の事業主等継続雇用 2. 次の期間まで(平成 年 月 日) 契約更新 あり ・ なし
職種(仕事の内容)	育児休暇の期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日

雇用・契約内容

勤務日等	勤務時間 (休憩時間を含む)	午前・午後 時 分 ～ 午前・午後 時 分	休憩時間を 除く勤務時間	時間 分
		午前・午後 時 分 ～ 午前・午後 時 分		時間 分
		午前・午後 時 分 ～ 午前・午後 時 分		時間 分
勤務日数	1カ月 日 ・ 1週 日			

最近3カ月の実績 (就労予定の場合、空欄とし、産休・育児期間の場合、「産休等」としてください。)

※賃金等の支払いが無い場合で、一時的な手伝いと判断した場合は、入所申込みの却下、または入所決定を取り消す場合がありますので、ご了承ください(原則として現物支給による場合は入所決定をしません)。

平成 年 月	平成 年 月	平成 年 月
勤務日数 _____ 日	勤務日数 _____ 日	勤務日数 _____ 日
総支給額 _____ 円	総支給額 _____ 円	総支給額 _____ 円

農業の場合、その内容

耕作面積	田 a	畑 a	山林 a	ハウス a	その他() a							
畜産等	牛 頭	豚 頭	その他()	作物名								
1年の仕事の 流れ	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

上記のとおりであることを証明します。

平成 年 月 日

所在地 (電話番号 - -)

事業所名

代表者名 印 (ご担当者名:)

*記入方法は、うら面をご参照ください。

就労証明書 記入上の留意事項

1. 自営業・農業従事者の方へ

- この証明書は、保育所等の利用のために必要です。お手数ですが、必要事項に記入もれがないよう証明願います。
- 証明された内容について市から問い合わせることがありますので、あらかじめご了承ください。
- 農業従事者とは、職種が農業に該当するもので、事業主であるか従業員であるかは問いません。農業生産法人の従事者（事務員も含む）の方もこの就労証明書をご使用ください。
- 社印、代表印等を必ず押印してください。証明する方は営業所長や人事担当課長、店長等就労を証明できる方であれば、必ずしも雇用主である必要はありません。
- 保護者ご自身が事業主（経営者）の場合は、ご自身で証明してください。
- 派遣社員の場合は、派遣元の会社が証明してください。
- 勤務時間（休憩時間を含む）の欄には、被雇用者の場合、育児時間（時間短縮時間）ではなく就業規則で定められた時間をご記入ください。なお、シフトにより複数の時間帯がある場合、多いパターンから3つご記入ください。事業主の場合は、ご自身の就業時間をご記入ください。
- 勤務日数の欄には、雇用契約に基づく1か月あたり、または1週間あたりの勤務日数を、どちらかご記入ください。
- 勤務地の欄には、実際に勤務している所在地、名称（店名、屋号など）をご記入ください。
- 最近3か月の実績の欄のうち、勤務日数には、有給休暇を取得している場合はその日数を含めてください。また、総支給額には賞与や税を含めた金額をご記入ください。
- 農業従事の場合、その生産活動の内容について、規模及び平成29年度の証明時点で計画している1年間の業務計画をご記入ください。
- 証明内容について、証明時点で未定の場合は「予定」としてご記入ください。
- 書き損じた場合は、訂正箇所を二重線を引きその上に代表者名で使用する印を訂正印としてください。（※修正液による修正はしないでください。）

2. 保護者の方へ

- 証明書は、必ず勤務先の方に記入してもらってください（事業主など保護者ご自身が証明者である場合を除く）。
- 証明内容について勤務先に問い合わせることがありますので、あらかじめご了承ください。
- 証明書は、保護者1人につき1部ご提出ください（複数の児童が保育所等を利用する場合も1部ご提出ください）。
- 勤務先、勤務条件等が変更になった場合は、その都度、就労証明書など保育の必要性を証明する資料をご提出ください。
- 保育所等での一時預かり事業で対応できると判断した場合は入所申込みの却下、または入所決定を取り消す場合があります。
- 証明内容について不正が認められた場合には、支給認定を取り消す（保育所等の入所決定を取り消す）ことがあります。
- 次の場合には、支給認定および利用調整はしません。
 - ・ 無給（専従者を除く）の場合
 - ・ 賃金の支払いではなく、現物支給による場合
 - ・ 成果物を、おもに自家用のために製作、栽培、飼育等している場合
 - ・ その他、経営規模が著しく小さい場合

お問い合わせ先

〒895-8650
薩摩川内市神田町3番22号
薩摩川内市 子育て支援課
TEL 0996-23-5111
FAX 0996-23-1223

就 労 証 明 書

【自営業・農業従事者用】

保育施設名

児 童 名

生 年 月 日

氏名	就労開始年月日 平成 年 月 日 1. 就労 2. 就労予定
雇用形態(該当するものに○) 常勤(正職)・パート・契約社員・派遣社員 自営業・委託契約・その他()	雇用・契約期間満了日 1. 自営業の事業主等継続雇用 2. 次の期間まで(平成 年 月 日) 契約更新 あり ・ なし
職種(仕事の内容)	育児休暇の期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日

雇用・契約内容

勤務日等	勤務時間 (休憩時間を含む)	午前・午後 時 分 ～ 午前・午後 時 分	休憩時間を 除く勤務時間	時間 分
		午前・午後 時 分 ～ 午前・午後 時 分		時間 分
		午前・午後 時 分 ～ 午前・午後 時 分		時間 分
勤務日数	1 カ月 日 ・ 1 週 日			

最近3カ月の実績 (就労予定の場合、空欄とし、産休・育児期間の場合、「産休等」としてください。)

※賃金等の支払いが無い場合で、一時的な手伝いと判断した場合は、入所申込みの却下、または入所決定を取り消す場合がありますので、ご了承ください(原則として現物支給による場合は入所決定をしません)。

平成 年 月	平成 年 月	平成 年 月
勤務日数 _____ 日	勤務日数 _____ 日	勤務日数 _____ 日
総支給額 _____ 円	総支給額 _____ 円	総支給額 _____ 円

農業の場合、その内容

耕作面積	田 a	畑 a	山林 a	ハウス a	その他() a							
畜産等	牛 頭	豚 頭	その他()	作物名								
1年の仕事の 流れ	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

上記のとおりであることを証明します。

平成 年 月 日

所在地

(電話番号 - -)

事業所名

代表者名

印 (ご担当者名:)

*記入方法は、うら面をご参照ください。

就労証明書 記入上の留意事項

1. 自営業・農業従事者の方へ

- この証明書は、保育所等の利用のために必要です。お手数ですが、必要事項に記入もれがないよう証明願います。
- 証明された内容について市から問い合わせることがありますので、あらかじめご了承ください。
- 農業従事者とは、職種が農業に該当するもので、事業主であるか従業員であるかは問いません。農業生産法人の従事者（事務員も含む）の方もこの就労証明書をご使用ください。
- 社印、代表印等を必ず押印してください。証明する方は営業所長や人事担当課長、店長等就労を証明できる方であれば、必ずしも雇用主である必要はありません。
- 保護者ご自身が事業主（経営者）の場合は、ご自身で証明してください。
- 派遣社員の場合は、派遣元の会社が証明してください。
- 勤務時間（休憩時間を含む）の欄には、被雇用者の場合、育児時間（時間短縮時間）ではなく就業規則で定められた時間をご記入ください。なお、シフトにより複数の時間帯がある場合、多いパターンから3つご記入ください。事業主の場合は、ご自身の就業時間をご記入ください。
- 勤務日数の欄には、雇用契約に基づく1か月あたり、または1週間あたりの勤務日数を、どちらかご記入ください。
- 勤務地の欄には、実際に勤務している所在地、名称（店名、屋号など）をご記入ください。
- 最近3か月の実績の欄のうち、勤務日数には、有給休暇を取得している場合はその日数を含めてください。また、総支給額には賞与や税を含めた金額をご記入ください。
- 農業従事の場合、その生産活動の内容について、規模及び平成29年度の証明時点で計画している1年間の業務計画をご記入ください。
- 証明内容について、証明時点で未定の場合は「予定」としてご記入ください。
- 書き損じた場合は、訂正箇所を二重線を引きその上に代表者名で使用する印を訂正印としてください。（※修正液による修正はしないでください。）

2. 保護者の方へ

- 証明書は、必ず勤務先の方に記入してもらってください（事業主など保護者ご自身が証明者である場合を除く）。
- 証明内容について勤務先に問い合わせることがありますので、あらかじめご了承ください。
- 証明書は、保護者1人につき1部ご提出ください（複数の児童が保育所等を利用する場合も1部ご提出ください）。
- 勤務先、勤務条件等が変更になった場合は、その都度、就労証明書など保育の必要性を証明する資料をご提出ください。
- 保育所等での一時預かり事業で対応できると判断した場合は入所申込みの却下、または入所決定を取り消す場合があります。
- 証明内容について不正が認められた場合には、支給認定を取り消す（保育所等の入所決定を取り消す）ことがあります。
- 次の場合には、支給認定および利用調整はしません。
 - ・ 無給（専従者を除く）の場合
 - ・ 賃金の支払いではなく、現物支給による場合
 - ・ 成果物を、おもに自家用のために製作、栽培、飼育等している場合
 - ・ その他、経営規模が著しく小さい場合

お問い合わせ先

〒895-8650
薩摩川内市神田町3番22号
薩摩川内市 子育て支援課
TEL 0996-23-5111
FAX 0996-23-1223

求職活動・起業準備状況申告書兼誓約書

この申告書兼誓約書は、保育所等への入所を希望される方で、新規に求職活動を始めたり、起業の準備中であつたりする方がご記入ください。現在の活動状況について、下記の質問項目にご回答ください。また、就職した場合や起業した場合は、速やかに就労証明書をご提出ください。

1. 求職活動または起業準備を行っていますか。該当する項目にチェックしてください。

- 求職活動をしている(以下該当する項目にチェックしてください)。
- ハローワークに行っている。
 - 求人情報誌や新聞の求人広告等を見ている。
 - インターネットの求人情報サイトを見ている。
 - 知人等の紹介により行っている。
 - その他()
- 起業準備を行っている。
- 現在、求職活動または起業準備を行っていない(保育所等に決定・内定後に行く)。

2. 求職活動または起業準備のためにどの程度外出していますか。

- 週 _____ 回
- 月 _____ 回
- 外出はしていない

3. どのような就労形態を希望していますか。

- 常勤(正職)
- パート・アルバイト(週 _____ 日、1日 _____ 時間程度)
- その他()
(※条件として、月12日以上、かつ、月48時間以上の就労が必要です。)

4. この申告書兼誓約書を提出するのは、世帯内の以下のどなたになりますか。

- 生計中心者(自己都合以外の理由による失業の場合)→離職票の写しを添付してください。
- 生計中心者(自発的失業等上記以外の理由の場合)
- 上記以外

上記記載内容に相違ありません。

また、私は、子どもが保育所等に入所できましたら、支給認定証の有効期限(支給認定証の効力発生日から89日以内)に就労証明書を提出いたします。なお、この期限内に就労証明書を提出できない場合は、保育所等を退園いたします。

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

薩摩川内市長 様

住所 _____

保護者氏名 _____ 印

(上記申告をする保護者)

児童名 _____

薩摩川内市長 様

診 断 書

医療機関名

所在地

電話番号

医師名

印

下記のとおり診断する。

氏 名		生年月日	明治・昭和 大正・平成	年	月	日
診断日	平成 年 月 日					
傷病名						
上記傷病の 該当項目	①常時病臥 感染症 難病		②安静を要する疾病 または精神性疾病		③通院加療	
上記傷病による 児童保育の可否	1 保育に支障なし		2 保育困難		3 保育不可	
症 状 等	※常時看護、介護が必要などの保育が困難な状況を、記入してください。					
今後の治癒 見込み期間	入院		年 月 日		～平成 年 月 日	
	通院		年 月 日		～平成 年 月 日	
上記傷病による 家族の看護・ 介護の必要性	1. 必要とする		2. 必要としない			

(保護者記入欄)

平成 年 月 日

受診者の住所						
申請児童から見た続柄	父 母		祖父 祖母		その他()	
フリガナ			第1希望施設名 及び 在籍状況		申請中 在園中	
申請児童名①	平成 年 月 日生					
フリガナ			第1希望施設名 及び 在籍状況		申請中 在園中	
申請児童名②	平成 年 月 日生					
フリガナ			第1希望施設名 及び 在籍状況		申請中 在園中	
申請児童名③	平成 年 月 日生					

(お問合せ先)

薩摩川内市 子育て支援課 保育グループ

TEL 0996-23-5111

FAX 0996-23-1223

7 保育料

お子さんが保育施設の利用を開始したときは、毎月、保育料をお支払いいただきます。

保育料の算定

◇保育料の金額は、①お子さんの認定区分と②年齢、③扶養義務者の④税額（合計額）をもとに⑤算定します。

① お子さんの認定区分

- ◆1号、2号、3号認定のそれぞれで保育料が異なります。
- ◆2号、3号認定の場合、一部を除き保育の必要量の区分によっても保育料が異なります。

② 年齢

- ◆年度当初（4月1日）現在の年齢により保育料を決定します。年度途中で3号認定から2号認定に変更された場合でも、その年度末までは「3号認定」（満3歳未満児）の保育料を適用します。

③ 扶養義務者

- ◆原則として、父母が保育料算定上の扶養義務者となります。

④ 税額

- ◆施設を利用する月に応じて、前年度の市区町村民税所得割額（以下「市区町村民税」といいます。）または当年度の市区町村民税で決定します。
※国、地方公共団体等への寄附金控除・住宅借入金等特別控除・配当控除・外国税額控除・住宅耐震改修特別控除・住宅特定改修特別税額控除・認定長期優良住宅新築等特別税額控除については、保育料の算定上、控除の対象となりません。（これらを控除する前の税額から保育料を算定します。）
※前年中に海外での収入があった場合には、海外収入を含めて計算を行います。

⑤ 算定

対象者 ◆父 ◆母 ◆同居している内縁の妻・夫

施設利用する月	市区町村民税該当年度
4月から8月まで	平成30年度（前年度）市区町村民税 例：平成31年4月分保育料 → 30年度市区町村民税で算定
9月から翌年3月まで	平成31年度（当年度）市区町村民税 例：平成31年9月分保育料 → 31年度市区町村民税で算定

- 平成30年1月1日以前から引き続き薩摩川内市に住民登録されている方については、保育料算定のための市民税の課税状況を市で調査します。
- 所得申告（収入なしも含む）または市民税申告をされていない方は、市役所税務課または各支所地域振興課へ申告してください。
- 市区町村民税は、その年の1月1日現在住民登録のあった市区町村で課税されますので、申請書に個人番号の記載がないかた方は、その市区町村発行の市区町村民税徴収税額決定（変更）通知書などをご提出いただく必要があります。
（例：平成30年1月1日時点で前市区町村に在住 → 30年度市区町村民税徴収税額決定（変更）通知書などは前市区町村が発行します。）

① 保育所、認定こども園、地域型保育事業（里・下飯保育園を除く）

2号認定子ども・3号認定子ども

上段	第1子「徴収基準額」
（下段）	第2子（基準額の半額）

（単位：円・月額）

区 分	階 層	満3歳以上子ども （2号認定子ども）		満3歳未満子ども （3号認定子ども）		
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	
生活保護世帯	A	0	0	0	0	
市区町村民税非課税世帯	B01	4,500 (0)	4,500 (0)	6,700 (0)	6,700 (0)	
市区町村民税所得割課税世帯 （★） A階層を除き、 当該年度分の 当該世帯の 所得割課税世帯	48,600円未満	C01	11,500 (5,750)	11,400 (5,700)	13,600 (6,800)	13,400 (6,700)
	48,600円以上 57,700円未満	D01'	18,900 (9,450)	18,600 (9,300)	21,000 (10,500)	20,700 (10,350)
	57,700円以上 97,000円未満	D01	18,900 (9,450)	18,600 (9,300)	21,000 (10,500)	20,700 (10,350)
	97,000円以上 121,000円未満	D02	25,700 (12,850)	25,300 (12,650)	27,800 (13,900)	27,400 (13,700)
	121,000円以上 169,000円未満	D03	31,100 (15,550)	30,600 (15,300)	33,300 (16,650)	32,800 (16,400)
	169,000円以上 301,000円未満	D04	37,700 (18,850)	37,100 (18,550)	39,600 (19,800)	39,000 (19,500)
	301,000円以上 397,000円未満	D05	42,300 (21,150)	41,600 (20,800)	44,000 (22,000)	43,300 (21,650)
	397,000円以上	D06	45,400 (22,700)	44,700 (22,350)	46,800 (23,400)	46,100 (23,050)

◆B01階層、C01階層およびD01階層の世帯で、ひとり親世帯、障害者同居世帯等の場合

市区町村民税非課税世帯	B01減	0	0	0	0	
★	48,600円未満	C01減	4,000 (0)	4,000 (0)	6,000 (0)	6,000 (0)
	48,600円以上 57,700円未満	D01減'	4,500 (0)	4,500 (0)	6,700 (0)	6,700 (0)
	57,700円以上 77,101円未満	D01減	4,500 (0)	4,500 (0)	6,700 (0)	6,700 (0)

※保育料額は、4月1日現在の年齢を基準とします。

※支給認定保護者と生計を同じくするきょうだいの年齢にかかわらず、第1子が基準額、第2子が半額、第3子以降が無料です。

※保育料とは別に、給食費や教材費などを実費徴収や上乗せ徴収する保育施設があります。

※支給認定された保育必要量（保育標準時間・保育短時間）の時間帯を超えて利用する場合は、別途延長保育料がかかることがあります。

② 里保育園・下飯保育園

2号認定子ども・3号認定子ども

上段	第1子「徴収基準額」
(下段)	第2子(基準額の半額)

(単位：円・月額)

区 分	階 層	満3歳以上子ども (2号認定子ども)		満3歳未満子ども (3号認定子ども)		
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	
生活保護世帯	1	0	0	0	0	
市区町村民税非課税世帯	2	2,900 (0)	2,900 (0)	4,300 (0)	4,300 (0)	
市区町村民税所得割額課税世帯(★) A階層を除き、当該年度分の で次の区分に該当するもの(★)	48,600円未満	3	7,400 (3,700)	7,300 (3,650)	8,800 (4,400)	8,600 (4,300)
	48,600円以上 57,700円未満	4	12,200 (6,100)	11,900 (5,950)	13,600 (6,800)	13,300 (6,650)
	57,700円以上 97,000円未満	4	12,200 (6,100)	11,900 (5,950)	13,600 (6,800)	13,300 (6,650)
	97,000円以上 121,000円未満	5	16,700 (8,350)	16,300 (8,150)	18,000 (9,000)	17,600 (8,800)
	121,000円以上 169,000円未満	6	20,200 (10,100)	19,700 (9,850)	21,600 (10,800)	21,100 (10,550)
	169,000円以上 301,000円未満	7	24,500 (12,250)	23,900 (11,950)	25,700 (12,850)	25,100 (12,550)
	301,000円以上 397,000円未満	8	27,400 (13,700)	26,700 (13,350)	28,600 (14,300)	27,900 (13,950)
	397,000円以上	9	29,500 (14,750)	28,800 (14,400)	30,400 (15,200)	29,700 (14,850)

◆2階層、3階層および4階層の世帯で、ひとり親世帯、障害者同居世帯等の場合

市区町村民税非課税世帯	2減	0	0	0	0	
★	48,600円未満	3減	2,500 (0)	2,500 (0)	3,500 (0)	3,500 (0)
	48,600円以上 57,700円未満	4減	2,500 (0)	2,500 (0)	3,500 (0)	3,500 (0)
	57,700円以上 77,101円未満	4減	2,500 (0)	2,500 (0)	3,500 (0)	3,500 (0)

【参考】 1号認定子ども

(単位：円・月額)

区 分	階層	保育料
生活保護世帯	1	0
市区町村民税非課税・均等割額のみ課税世帯	2	2,100 (0)
市区町村民税課税世帯 (均等割のみ課税となる世帯を除く。)	3	6,600 (3,300)

◆ 2階層および3階層の世帯で、ひとり親世帯、障害者同居世帯等の場合

市区町村民税非課税・均等割額のみ課税世帯	2減	0
市区町村民税課税世帯で所得割課税額が77,101円未満の世帯	3減	2,100 (0)

※保育料額は、4月1日現在の年齢を基準とします。

※保育料額の左記は1人目(基準額)、右記()書きは2人目(半額)です。

※2人以上入所の場合、支給認定保護者と生計を同じくするきょうだいの年齢にかかわらず、第1子が基準額、第2子が半額、第3子以降が無料です。

※保育料額とは別に、給食費や教材費、行事費など実費徴収や上乘せ徴収する施設があります。

※子ども・子育て支援制度に移行していない私立幼稚園の保育料額は、施設で設定します。

※市立幼稚園の保育料は、市条例により別途定められています。

※預かり保育を利用したいときは、別途預かり保育料がかかる場合があります。

保育料のお支払い先

◇保育料のお支払い先は、施設によって異なります。

保育所、里保育園、下甌保育園：薩摩川内市へ

保育所以外の施設：施設へ (お支払の方法などは、各施設にお問い合わせください。)

保育所を利用される方の保育料のお支払い方法**◆口座振替によるお支払いの場合 (※里保育園・下甌保育園を除く。)**

◇口座振替日は、毎月25日(ただし土・日曜、祝日にあたる場合は、翌金融機関営業日)です。

◇保育料の口座振替をご希望の場合は、お持ちの預金口座を取り扱っている金融機関の市内店舗で、「薩摩川内市市税等口座振替依頼書兼自動払込利用申込書」に必要事項を記載し、口座届出印を捺印のうえ、直接お申し込みください。

※毎月「25日」までのお申込み分が、翌月の納期分から口座振替になります。

◆納付書によるお支払いの場合

◇納付書による納期限は、毎月末日(ただし土・日曜、祝日にあたる場合は、翌金融機関営業日が納期限)です。

◇納付書は、毎月中旬に保育所を通じて(市外の保育所在籍の場合は郵送で)お届けしますので、納期限日までにコンビニエンスストア各店舗(里・下甌保育園は除く。)、薩摩川内市指定金融機関または市役所本庁公金取扱窓口でお支払いください。

※納期限日を過ぎますと、コンビニエンスストアではお支払いになれませんのでご注意ください。

◆保育料が未納の場合

◇納期限を一定期間経過した時点で未納の場合、督促手数料が発生します。

◇保育料を2か月以上滞納されている場合、その未納保育料について子育て支援課または各支所地域振興課でご相談させていただきます。場合によっては、利用している保育所への情報提供や、地方税法の滞納処分の例により滞納処分を行います。

8 保育施設一覧表

(平成30年10月1日現在)

保育所					
番号	保育施設名	所在地	定員	電話	開所時間
1	川内隣保館保育園	〒895-0022 白和町9番5号	150	23-4798 FAX 25-3956	7:00~19:00
2	隈之城保育園	〒895-0041 隈之城町1434番地	120	22-3619 FAX 22-3119	7:00~19:00
3	永利保育園	〒895-0007 百次町1069番地22	90	22-5620 FAX 22-5617	7:00~19:00
4	高江保育園	〒895-0131 高江町1901番地	50	27-2225 FAX 27-2225	7:00~19:00
5	水引保育園	〒899-1921 水引町4795番地	60	26-2124 FAX 26-2128	7:00~19:00
6	清涼保育園	〒899-1922 小倉町605番地3	70	22-2461 FAX 22-2484	7:00~19:00
7	西風園	〒899-1801 西方町2605番地1	20	28-0049 FAX 28-0028	7:00~19:00
8	あさひ保育園	〒895-0003 中村町7126番地2	50	29-2714 FAX 29-2715	7:00~19:00
9	高城保育園	〒895-0211 高城町1445番地	70	30-2920 FAX 30-2937	7:00~19:00
10	育英保育園	〒895-0072 中郷四丁目187番地	120	22-3467 FAX 22-3018	7:00~19:00
11	平佐保育園	〒895-0012 平佐町3879番地2	120	23-2552 FAX 23-2733	7:00~19:00
12	青山保育園	〒895-0044 青山町3586番地4	90	25-3324 FAX 25-3337	7:00~19:00
13	清水丘保育園	〒895-0056 宮里町3048番地9	90	25-4522 FAX 25-4536	7:00~19:00
14	勝目保育園	〒895-0031 勝目町5315番地71	120	20-2243 FAX 20-2768	7:00~19:00
15	みくにキッズ 保 育 園	〒895-0061 御陵下町11番9号	80	22-3974 FAX 22-3575	7:00~19:00
16	共同保育所 ひまわり園	〒895-0072 中郷町5629番地	80	25-1528 FAX 29-3400	7:00~19:00
17	さとのもり保育園	〒895-0005 永利町4134番地1	60	20-8151 FAX 20-8152	7:00~19:00
18	永照寺保育園	〒895-1203 樋脇町市比野2549番地	★30	38-0448 FAX 38-0690	7:30~18:30
19	大村保育園	〒895-1501 祁答院町下手3001番地2	30	55-0126 FAX 55-0123	7:00~19:00

認定こども園（幼保連携型認定こども園）

番号	保育施設名	所在地	定員※	電話	開所時間
20	せんだい幼稚園	〒895-0012 平佐町3590番地2	60	20-1280 FAX 25-1730	7:00~19:00
21	青山幼稚園	〒895-0044 青山町4194番地	60	20-0775 FAX 20-0171	7:00~19:00
22	のぞみ幼稚園	〒895-0076 大小路町54番16号	60	22-3744 FAX 22-4006	7:00~19:00
23	鹿児島純心女子大学附属 純心幼稚園	〒895-0041 隈之城町1001番地	70	23-6168 FAX 22-0807	7:00~19:00
24	川内すわこども園	〒895-0061 御陵下町19番5号	161	22-2764 FAX 22-3143	7:00~19:00
25	★りぼんこども園	〒895-0011 天辰町1866番地1	70	24-8181 FAX 24-8787	7:00~19:00

認定こども園（幼保連携型認定こども園）

番号	保育施設名	所在地	定員※	電話	開所時間
26	すわこども園	〒895-1203 樋脇町市比野550	71	38-1193 FAX 38-1468	7:00~19:00
27	★善福寺こども園	〒895-1202 樋脇町塔之原1177番地	60	37-2103 FAX 37-3863	7:00~19:00
28	びぼあ	〒895-1401 入来町副田6046番地25	80	44-4381 FAX 44-4568	7:00~19:30
29	入来こども園	〒895-1402 入来町浦之名7517番地3	50	44-2391 FAX 44-2526	7:00~19:00
30	若あゆこども園	〒895-1106 東郷町斧淵4490番地1	80	42-1106 FAX 42-0718	7:00~19:00
31	★なかよしこども園	〒895-1502 祁答院町藺牟田295番地1	50	56-0033 FAX 56-0037	7:00~19:00

※定員は、2号認定子どもと3号認定子どものそれぞれの定員の合計です。

★…（「りぼん保育園」・「善福寺保育園」・「藺牟田保育所（なかよしこども園）」それぞれから移行）

地域型保育事業

★…平成31年4月1日から変更予定

◆小規模保育事業所

番号	保育施設名	所在地	定員	電話	開所時間	連携施設
32	大王児園	〒895-0062 大王町3番1号	19	22-3857 FAX 22-3957	7:00~19:00	青山幼稚園 のぞみ幼稚園
33	中郷保育園	〒895-0072 中郷四丁目28番地1	12	20-7288 FAX 20-7288	7:00~19:00 (注1)	青山幼稚園
34	のびのびっこ 保育園	〒895-0072 中郷四丁目95番地	19	22-8096 FAX 22-8096	7:00~20:00 (注2)	共同保育所 ひまわり園
35	チャイルドルーム ・マミィ	〒895-0074 原田町28番16号	★15	29-3288 FAX 24-5777	7:00~19:00	さとのもり保育園
36	さくらんぼ保育園	〒895-0072 中郷四丁目211番地	19	22-0377 FAX 22-0377	7:00~19:00	共同保育所 ひまわり園
37	静薫保育園	〒895-0012 平佐町2843番地1	19	20-1123 FAX 24-8100	7:00~19:00	青山幼稚園
38	★せんだい 中央保育園	〒895-0012 平佐一丁目111番地	12	20-0775 ※青山幼稚園（連携施設）	7:00~19:00	青山幼稚園

(注1)…土曜は7:00~18:30

(注2)…平日の19:00~20:00は要相談、土曜7:00~19:00、日祝日8:00~19:00(要予約)

(注3)…せんだい中央保育園は平成31年4月から開設予定のため、入所等に関するお問い合わせは3月までは連携施設の青山幼稚園へお願いします。

◆事業所内保育事業所

番号	保育施設名	所在地	定員※	電話	開所時間	連携施設
39	ちゅうりっぷ園	〒895-0005 永利町4000番地2	60	20-5770 FAX 24-0006	7:00~19:00	永利保育園
40	大樟保育園	〒895-0061 御陵下町11番5号	15	22-3974 FAX 22-3575	7:30~19:00	みくに幼稚園 みくにキッズ保育園

※定員は、従業員枠と地域枠のそれぞれの定員を合計したものです。

◆へき地保育所

番号	保育施設名	所在地	定員	電話	開所時間
41	里保育園	〒896-1101 里町里1900番地2	19	(09969)3-2145 FAX (09969)3-2170	8:00~18:00
42	下甌保育園	〒896-1521 下甌町蒼瀬382番地	19	(09969)5-1117 FAX (09969)5-1117	8:00~18:00

9 保育施設要覧

(平成30年10月1日現在)

川内隣保館保育園	設置者	社会福祉法人 藤花精舎	施設長名	押野 慶明
	所在地	薩摩川内市白和町9番5号	電話番号	0996-23-4798
	定員	150名	開所時間	7:00~19:00
	職員の状況	常勤保育士15名・非常勤保育士12名・調理員5名・事務その他3名	保育標準時間	7:00~18:00
			保育短時間	9:00~17:00
	その他経費	延長保育料、体操服、園児服等	父母の会	無
ホームページ			http://sendai-rinpokan.com/	
保育方針	<p>(おやくそく)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・わたくしたちは みほとけさま をおがみます ・わたくしたちは いつも ありがとう といえます ・わたくしたちは おはなし をよくききます ・わたくしたちは みんな なかよく いたします <p>お約束のもとに、日々の保育を大切に、子ども一人ひとりの成長を喜べる保育園(者)でありたいと思います。楽しく遊んで、たくさん食べて「また明日ね」と笑顔で降園する子どもたちの姿がいっぱい見られる、そして保護者にとって安心して預けられる保育園をめざしています。</p>	<p>主な年間行事 保育内容</p> <p>4月 入園式・花まつり 10月・11月 観劇・親子遠足 健康診断(内科) 健康診断(内科・歯科)</p> <p>5月 夏野菜の苗植え クッキング保育</p> <p>6月 保育参観 12月 お遊戯発表会・もちつき会</p> <p>7月 プール遊び お泊まり保育(5歳児) 2月 お別れ遠足</p> <p>9月 運動会 3月 お別れ会・卒園式</p> <p>敬老の日の集い</p> <p>毎月 誕生会(保護者招待)、避難訓練、幼児体育 その他 交通安全教室(年2回)、訪問歯科指導(年2回)</p>		

隈之城保館保育園	設置者	社会福祉法人 隈之城福祉協会	施設長名	福丸 公夫
	所在地	薩摩川内市隈之城町1434番地	電話番号	0996-22-3619
	定員	120名	開所時間	7:00~19:00
	職員の状況	常勤保育士17名・非常勤保育士6名・看護師1名・調理員4名・事務その他3名	保育標準時間	7:00~18:00
			保育短時間	9:00~17:00
	その他経費	延長保育料、体操服、帽子、遊び着等	父母の会	有(会費300円/月)
ホームページ			http://www5.synapse.ne.jp/kumaho/	
保育方針	<p>「なかよく、がんばる すなおな子」を目標に、共に笑い、共に喜び合い、共に育ち合う子ども、保護者そして保育者を目指して主に4つの保育に日々取り組んでいます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 生きる力の育ち…個性を發揮し、未来を切り開いていく力 2. マーチングの育ち…五感を刺激し、感受性豊かな表現力と仲間づくり 3. 食の育ち…野菜作りとクッキングを通して、命の大切さ、食のマナー、健康的な体力づくり 4. 体力の育ち…各年齢に応じた体幹作り(ペップトーク) 	<p>主な年間行事 保育内容</p> <p>4月 入園式・子どもの日の集い 11月 芋掘り</p> <p>5月 芋植え・親子一日遠足 12月 おゆうぎ会・地域施設訪問 お泊まり保育 クリスマス会・もちつき大会</p> <p>7月 七夕保育参観・夕涼み会 2月 豆まき保育参観・お別れ遠足</p> <p>9月 運動会 3月 ひな祭り・お別れ会・卒園式</p> <p>10月 秋の遠足・炊出し訓練 祖父母のいきいき保育参観</p> <p>*毎月：お誕生会・体育保育・リトミック・避難訓練 *随時：園外保育・クッキング・絵本のひろば 体力作り・リズム体操</p>		

永利保館保育園	設置者	社会福祉法人 永利福祉協会	施設長名	山之口 愛子
	所在地	薩摩川内市百次町1069番地22	電話番号	0996-22-5620
	定員	90名	開所時間	7:00~19:00
	職員の状況	常勤保育士13名・非常勤保育士5名・看護師1名・調理員6名・事務その他2名	保育標準時間	7:00~18:00
			保育短時間	9:00~17:00
	その他経費	延長保育料、園児服、体操服、帽子等	父母の会	有(会費400円/月(ハブラシ代含む))
ホームページ			http://nagatoshi-hoikuen.com	
保育方針	<p>保育目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・礼儀正しく明るい子 ・元気で仲良く遊べる子 <p>保健的で安心できる環境で、地域との交流や体育教室・絵画教室・英語教室・マーチング・園外散歩・野菜づくり・クッキングなどの体験を通して、豊かな心と健康な体を持った子どもの発達の支援に努めます。</p> <p>☆広い園庭でのびのびと遊びます。</p>	<p>主な年間行事 保育内容</p> <p>4月 入園式 9月 祖父母交流会</p> <p>5月 親子1日遠足 10月 敬老大運動会</p> <p>6月 創立記念日・育児講座 11月 地区コミュニティ祭り・芋掘り 保育参観・施設訪問 12月 クリスマスお遊戯会・育児講座</p> <p>7月 七夕(祖父母交流) 1月 園児絵画展・お店屋さんごっこ プール遊び・夏祭り(地域) 2月 節分(豆まき)・保育参観(年長児)</p> <p>8月 夕涼み会 3月 ひな祭り・卒園式</p> <p>※毎月～誕生会・避難訓練・絵画・体育・英語(教室) ※随時～交通安全教室(年2~3回)・クッキング保育</p>		

4 高江	設置者	社会福祉法人 高江町福社会	施設長名	成松 まつみ
	所在地	薩摩川内市高江町1901番地	電話番号	0996-27-2225
	定員	50名	開所時間	7:00~19:00
	職員の状況	常勤保育士8名・非常勤保育士5名・調理員2名・事務その他1名	保育標準時間	7:00~18:00
	その他経費	延長保育料、体操服、帽子等	保育短時間	8:30~16:30
江			父母の会	有(会費420円/月)
			ホームページ	http://takaehoikuen.com/
保 育 方 針	保 育	「元気な子 やさしい子 がんばる子」を目標に少人数ならではの家庭的な環境のもと、自然や地域の人々との交流を通し心豊かなたくましい子どもに育つように努めています。 とことん遊び、一人一人の子どもが安心して生活できる保育環境づくりを心がけています。	主 な 年 間 行 事	4月 入園式 10月 芋掘り・園外保育 5月 一日遠足 11月 劇団鶴劇会 6月 保育参観 12月 お遊戯会・餅つき大会 7月 夕涼み会 クリスマス会・祖父母参観 9月 運動会 3月 お別れ遠足・卒園式
	園 針		保 育 内 容	*毎月：お誕生会 体操教室 避難訓練 一日保育士 英語教室

5 水引	設置者	社会福祉法人 水引福祉協会	施設長名	佐藤 喜八郎
	所在地	薩摩川内市水引町4795番地	電話番号	0996-26-2124
	定員	60名	開所時間	7:00~19:00
	職員の状況	常勤保育士12名・非常勤保育士4名・調理員3名・事務その他2名	保育標準時間	7:00~18:00
	その他経費	延長保育料、園児服(冬のみ)、通園カバン、体操服、帽子	保育短時間	9:00~17:00
引			父母の会	有(会費300円/月)
			ホームページ	http://www.mizuhiki-hoikuen.org
保 育 方 針	保 育	☆礼儀正しく明るい「げんきな子」 ☆仲良く遊び思いやりのある「やさしい子」 ☆素直で積極的な「がんばる子」 *地域との交流を図りながら、一人ひとりの育ちを大切に子育て支援しています。 *広い園庭を持ち、自転車の乗り回しや豊かな自然環境の中で、季節を味わう園外保育などのびのびと遊んでいます。 *音感保育の一環として和太鼓やキッズダンスに取り組み、規律や協調性を育みます。 *虫歯予防フッ化物洗口・歯科衛生指導を実施。 *休日保育事業を実施。	主 な 年 間 行 事	春 入園式・こどもの日の集い・親子遠足・いも植え・育児講座・保育参観 夏 七夕まつり(世代間交流)・夕涼み会・プール遊び・お泊まり保育 秋 運動会・秋の遠足・いも掘り・いも煮会・クッキング保育 冬 お遊戯会・施設訪問・もちつき・クリスマス会・ひな祭り会・かるた大会 お店やさんごっこ・縄跳び大会・お別れ遠足・神社参拝・卒園式
	園 針		保 育 内 容	*毎月の行事：誕生会(保護者招待)・避難訓練・身体測定・おにぎり遠足 *専門講師指導：英会話教室・体操教室・和太鼓教室・キッズダンス・生花教室

6 清涼	設置者	社会福祉法人 川内ハチス福社会	施設長名	加藤 智子
	所在地	薩摩川内市小倉町605番地3	電話番号	0996-22-2461
	定員	70名	開所時間	7:00~19:00
	職員の状況	常勤保育士11名・非常勤保育士9名・調理員3名・事務その他3名	保育標準時間	7:00~18:00
	その他経費	延長保育料、園児服、体操服、帽子等	保育短時間	9:00~17:00
涼			父母の会	有(会費250円/月)
			ホームページ	http://seiryhoikuen.com/
保 育 方 針	保 育	浄土真宗の教えを拠り所とした「まことの保育」を保育指針として、心の優しい感受性豊かな子どもを育てることを目標としています。 ・仏さまに手を合わす子ども ・“いのち”の大切さを感じられる子ども ・感謝の気持ちを持って生きていける子ども	主 な 年 間 行 事	4月 入園式・花まつり 10月 親子遠足 6月 保育参観 11月 お遊戯会 7月 七夕の集い 子ども報恩講 8月 お泊まり保育 12月 餅つき大会 9月 運動会 3月 お別れ会・卒園式
	園 針		保 育 内 容	・誕生会 ・幼児体操 ・避難訓練 ・交通安全教室

7 西 風 園	設置者	社会福祉法人 西方福祉協会	施設長名	中野 希美
	所在地	薩摩川内市西方町2605番地1	電話番号	0996-28-0049
	定員	20名	開所時間	7:00~19:00
	職員の状況	常勤保育士2名・非常勤保育士5名・ 調理員1名・事務その他1名	保育標準時間	7:00~18:00
	その他経費	延長保育料、園児服、体操服、帽子等	父母の会	有(会費350円/月)
			ホームページ	http://www5.synapse.ne.jp/seifuen/
保育方針	<p>「身体はよりたくましく、心はよりやさしく」</p> <p>★給食には無添加調味料を使用。 週2回玄米給食を実施(2歳以上児)。</p> <p>★年齢の異なる子どもたち(2~5歳児)が 一緒に過ごすことで、自然に相手を思い やる気持ちをはぐくみます。</p> <p>★西方海岸に近く、園外保育が充実! (夏は海、春・秋・冬は田畑や山をお散歩)</p> <p>★地域と一緒に子どもの育ちを見守りま す。</p>	<p>主な年間行事 保育内容</p> <p>4月 入園式 5月 親子一日遠足 6月 保育参観・育児講座・卒園式 7月 夏まつり 8月 地区夏祭り 9月 運動会(地区合同) 10月 人形劇観劇会・一日遠足 (地域の高齢者と一緒)・ 地区敬老会</p> <p>11月 玄米試食会・芋粥 おゆうぎ会(地区合同) 12月 クリスマス会・餅つき大会 1月 初詣・たこあげ 2月 玄米試食会・保育参観 育児講座 3月 ひなまつり・お別れ遠足・卒園式</p> <p>※毎月 お誕生会・体操教室・避難訓練・特老(はまかぜ園)訪問 ※その他 世代間交流・和太鼓・交通安全教室</p>		

8 あ さ ひ 保 育 園	設置者	社会福祉法人 川内東福祉協会	施設長名	竹原 美智子
	所在地	薩摩川内市中村町7126番地2	電話番号	0996-29-2714
	定員	50名	開所時間	7:00~19:00
	職員の状況	常勤保育士10名・非常勤保育士6名・ 栄養士1名・調理員1名・事務その他1名	保育標準時間	7:00~18:00
	その他経費	延長保育料、園児服、体操服、帽子等	父母の会	有(会費200円/月)
			ホームページ	http://www5.synapse.ne.jp/asahi-ho/
保育方針	<p>○みんなと仲良く生きる力を育てる。 ○心身ともに健康な子どもを育てる。 ○自主性を持って頑張る子どもを育てる。 少人数の特性を活かし職員全体で連携を とりながら、子どもたち一人ひとりの育ちを 大切にしたい保育を実践。 ★子どもたちを通して、保育者・保護者のみ んなが育ち合える保育園であり続けたい と考えます。</p>	<p>主な年間行事 保育内容</p> <p>4月 入園式 6月 親子バス遠足・育児講座・ がらびまつり 7月 保育参観・お泊まり保育 9月 運動会</p> <p>10月 施設訪問・祖父母いっしょ会 12月 おゆうぎ会・クリスマス会 1月 育児講座・世代間交流 2月 劇団公演鑑賞 豆まき保育参観 3月 お別れ遠足・卒園式</p> <p>*毎月実施 避難訓練・お誕生会・体操教室・えいご教室 *給食に胚芽米・無添加調味料使用</p>		

9 高 城 保 育 園	設置者	社会福祉法人 高城福祉協会	施設長名	内野 久子
	所在地	薩摩川内市高城町1445番地	電話番号	0996-30-2920
	定員	70名	開所時間	7:00~19:00
	職員の状況	常勤保育士12名・非常勤保育士4名・ 調理員3名・事務その他4名	保育標準時間	7:00~18:00
	その他経費	延長保育料、遊び着、体操服、帽子	父母の会	有(会費350円/月)
			ホームページ	http://taki-hoikuen.com/
保育方針	<p>豊かな心と健康な身体をもった子どもを育てる</p> <p>○思いやりのある子 ○素直で積極的な子 ○何でもよく食べ、たくましい子 ○友達と仲良く元気に遊べる子 一人一人の心豊かなたくましい育ちを願い、 「子どもの仕事は遊び」を重点にいろいろな体験 保育を実施します。</p>	<p>主な年間行事 保育内容</p> <p>4月 入園式 5月 親子遠足 7月 七夕会・夕涼み会 9月 スポーツフェア 10月 親子遠足 おじいちゃんとおばあちゃん と遊ぼう</p> <p>11月 校区文化祭(世代間)との交流 12月 お遊戯会・施設訪問 餅つき会 1月 絵画展・育児相談 2月 世界の留学生との交流会 3月 ひな祭り会・お別れ遠足 卒園式</p> <p>毎月 避難訓練・誕生会・体育教室 *高齢者の方と交流花植え・わらべ歌 *川遊び・お父さん、お母さんと遊ぼう *小学生との保育体験交流・育児講演会</p>		

10 育 英	設置者	社会福祉法人 育英福祉会	施設長名	山下 律子
	所在地	薩摩川内市中郷四丁目187番地	電話番号	0996-22-3467
	定員	120名	開所時間	7:00~19:00
	職員の状況	常勤保育士18名・非常勤保育士6名・栄養士1名・調理員3名・看護師1名・事務その他3名・支援センター2名	保育標準時間	7:00~18:00
	その他経費	延長保育料、園児服、体操服、帽子等	保育短時間	9:00~17:00
園	針	延長保育料、園児服、体操服、帽子等	父母の会	有(会費300円/月)
	ホームページ		ホームページ	http://www5.synapse.ne.jp/ikuei/
保 育 方 針	保 育	・人間として生きる基盤 ・心身ともに健全で体力ある子を育てる ・私生活の中で協調性や思いやりの心を育てる を目標に、いろいろな行事等を経験したり、広い園庭で、友達同士ふれあい、遊ぶことによって『がまん強い子』『がんばる子』『思いやりのある子』が育つように目指しています。	主 な 年 間 行 事 保 育 内 容	4月 入園式 5月 親子遠足 6月 保育参観 7月~8月 プール遊び・お楽しみ会・校区夏祭り参加 9月 祖父母参観 10月 運動会・長寿会との交流会
	針	みんなで一緒に楽しみながら子育てを!!		11月 校区文化祭参加・芋掘り 12月 お遊戯会・クリスマス会 もちつき・施設慰問 1月 お店屋さんごっこ 2月 豆まき・人形浄瑠璃・ミニコンサート 3月 ひなまつり・お別れ遠足 お別れ会・卒園式 ※毎月 誕生会・避難訓練・幼児体育・空手教室・習字教室・英語教室

11 平 佐	設置者	社会福祉法人 平佐福祉会	施設長名	赤石 明仁
	所在地	薩摩川内市平佐町3879番地2	電話番号	0996-23-2552
	定員	120名	開所時間	7:00~19:00
	職員の状況	常勤保育士14名・非常勤保育士10名・看護師1名・管理栄養士1名・調理員4名・事務その他2名	保育標準時間	7:00~18:00
	その他経費	延長保育料、園児服(制服)、体操服 および帽子等	保育短時間	9:00~17:00
園	針	延長保育料、園児服(制服)、体操服 および帽子等	父母の会	有(会費400円/月)
	ホームページ		ホームページ	http://www.ans.co.jp/n/hirasa/
保 育 方 針	保 育	○温もりのある家庭的な保育を目指し、生き生きと安心して生活できる環境、心の通い合う絆を大切に、豊かな心、安定した雰囲気の中で「明るく 素直で 元気な子」を育てます。	主 な 年 間 行 事 保 育 内 容	4月 入園式 5月 一日遠足・健康診断・世代間交流 6月 保育参観・育児講座・歯科検診 7月~8月 プール遊び・お泊まり保育・絵紙交流 9月 祖父母参観
	針	○感謝、礼儀、自立、思いやり、友愛の基本的精神を培い、和太鼓を通して規律、体力づくり、協調性、成就感を養う。地域との交流、豊かな体験を通し感性や創造性を培い『たくましく生きる力』を育みます。		10月 通会・秋の遠足・地域との交流(和太鼓) 11月 保育自由参観・健康診断、世代間交流 12月 お遊戯会・老人福祉施設慰問・クリスマス会 1月 風あげ・アジアの留学生との交流会 2月 豆まき・保育参観・育児講座 3月 ひなまつり・お別れ会・お別れ遠足・卒園式 ★毎月 誕生会・避難訓練・身体測定 ★専門講師指導 リトミック・体操・リズム教室・英語教室・華道 絵画教室・かきかた教室

12 青 山	設置者	社会福祉法人 隈之城福祉協会	施設長名	岩月 優子
	所在地	薩摩川内市青山町3586番地4	電話番号	0996-25-3324
	定員	90名	開所時間	7:00~19:00
	職員の状況	常勤保育士14名・非常勤保育士3名・看護師2名・調理員4名・事務1名	保育標準時間	7:00~18:00
	その他経費	延長保育料、体操服、帽子等	保育短時間	8:30~16:30
園	針	延長保育料、体操服、帽子等	父母の会	有(会費400円/月)
	ホームページ		ホームページ	http://www5.synapse.ne.jp/aoyama/
保 育 方 針	保 育	「あかるく がんばる すなおな子」を保育の目標に。	主 な 年 間 行 事 保 育 内 容	4~5月 入園式・子どもの日の集い・健康診断・春の遠足 6~9月 歯の衛生指導・育児講座・プール・運動会・夕涼み会 10~11月 親子バス遠足・長寿会交流・祖父母参観・育児講座 お遊戯会 12~1月 クリスマス会・餅つき・たこあげ大会 2~3月 保育参観・豆まき大会・ひなまつり・卒園式
	針	☆食べる(食を楽しむクッキング・野菜作り) ☆あそぶ(自然の中で体力づくり・友だちづくり) ☆考える(感動体験(和太鼓他)・学ぶ楽しさ) 明るく安心できる環境、地域の見守りの中で、豊かな心と元気いっぱい逞しく生きる力、自立に向けた基盤作り、子育て支援に努めます。 ★子どもから学び、一緒に子育てを楽しみましょう!!		★毎月:誕生会・避難訓練・体育あそび・英語であそぼう お茶のおけいこ(年長児) ★随時:絵本の読み聞かせ・子どもクッキング

13 清 水	設置者	社会福祉法人 ひまわり会	施設長名	坂元俊二郎	
	所在地	薩摩川内市宮里町3048番地9	電話番号	0996-25-4522	
	定員	90名	開所時間	7:00~19:00	
	職員の状況	常勤保育士15名・非常勤保育士8名・ 栄養士2名・調理員3名・事務その他4名	保育標準時間	7:00~18:00	
	その他経費	延長保育料、体操服(2歳以上)、帽子、 通園カバン(ある物は使用してもらいます)	保育短時間	9:00~17:00	
丘 保 育 園	保 育 方 針	<p>のびのび遊んで ゆっくり育つ</p> <p>そんな場所にしたいと職員一同願っています。 子どもたちの心・気持ちを一番大切にし、 ○子どもと一緒に生きる、子どもと一緒に学んで いく ○急がせない、ゆっくり育つのを見守り、思いやり を育む ○遊ぶこと、食べること、寝ることすべてに意欲的 に取り組める子になれるように</p>	主 な 年 間 行 事 保 育 内 容	父母の会	有(会費350円/月)
				ホームページ	http://kiyomizugaokahoikuen.net/
		<p>4月 入園式 11月 芋掘り</p> <p>5月 家庭訪問 12月 お遊戯会</p> <p>6月 田植え・芋植え もちつき大会</p> <p>7月 夏祭り 2月 豆まき・絵画展</p> <p>8月 お泊り保育 3月 お別れ遠足・卒園式</p> <p>9月 親子一日遠足</p> <p>10月 稲刈り・運動会・カレーパーティ</p> <p>毎月：誕生会・避難訓練 年6回おはなし会 年2回交通安全教室</p>			

14 勝 目	設置者	社会福祉法人 隈之城福祉協会	施設長名	鈴木清美	
	所在地	薩摩川内市勝目町5315番地71	電話番号	0996-20-2243	
	定員	120名	開所時間	7:00~19:00	
	職員の状況	常勤保育士16名・非常勤保育士7名・ 看護師2名・調理員5名・事務員1名	保育標準時間	7:00~18:00	
	その他経費	延長保育料、園児服、体操服、遊び着、 帽子等	保育短時間	8:30~16:30	
保 育 方 針	保 育 方 針	<p>○勝目保育園の保育方針</p> <p>「共に育つ子ども・親・保育者」</p> <p>1 自然体験のもとで創造性を発揮させ、おおらかで感性豊かな人間性を 育む。 2 地域との交流及び家庭との連携のもと、社会生活の基礎を育む。 3 健康と安全を基本に、生きていくための基礎力を育む。 ○勝目保育園の保育目標</p> <p>あかるく・・・いつも笑顔で、友達と仲良くできる子どもを育てる。 げんきで・・・心や体が元気で、何事にも挑戦する子どもを育てる。 がんばる子・・・ルールを守り、最後まであきらめない子どもを育てる。</p>	主 な 年 間 行 事 保 育 内 容	父母の会	有(会費300円/月)
				ホームページ	http://www.katume.com
		<p>4月 入園式・こどもの日の集い 12月 お遊戯会・餅つき大会</p> <p>5月 芋植え・お泊り保育 親子陶芸</p> <p>6月 親子ふれあいバス遠足 1月 親子クッキング</p> <p>7月 夏まつり・保育参観・育児講座 2月 節分・保育参観・育児講座</p> <p>8月 親子クッキング 3月 ひな祭り・お別れ遠足・卒園式</p> <p>9月 運動会 毎月：誕生会・避難訓練・</p> <p>10月 秋の一日遠足 リトミック・幼児体操・</p> <p>ふれあいの日(祖父母) キッズダンス</p> <p>11月 芋掘り 随時絵本の読み聞かせ</p>			

15 み く に キ ッ ズ 保 育 園	設置者	学校法人 新田学園	施設長名	種子田香代	
	所在地	薩摩川内市御陵下町11番9号	電話番号	0996-22-3974	
	定員	80名	開所時間	7:00~19:00	
	職員の状況	常勤保育士12名・非常勤保育士7名・幼稚園教諭1名 子育て支援員1名・調理師4名・事務その他3名	保育標準時間	7:00~18:00	
	その他経費	延長保育料、カラー帽子(3歳児以上)、 体操服代(2歳児以上)	保育短時間	7:00~15:00	
保 育 方 針	保 育 方 針	<p>〈保育理念〉</p> <p>園児が将来、円満なる社会人となり得る能力と体力と品性 の芽生えを培うことを目的に、神社神道の基本的な精神である、清く・正しく・明るく・素直な子どもたちを育成すること を保育理念としております。</p> <p>〈特長〉</p> <p>新田神社の豊かな自然の中での運動あそび等による「動」 の保育と、置で行うお作法や神社行事に参加する「静」の保 育を融合しながら、自ら考え、自ら気づき、自ら行動すること を尊重し、結果だけでなく「過程」を重視することで、社 会性や猿、自信を養います。</p>	主 な 年 間 行 事 保 育 内 容	父母の会	有(長子のみ500円/月)
				ホームページ	http://www.mikuni1936.jp/
		<p>4月 入園式 11月 七・五・三詣り</p> <p>6月 お田植え祭(以上児) 12月 餅つき・生活発表会</p> <p>7月 親子参観 1月 お遊戯会</p> <p>夕涼み会(夏越祭) 2月 節分豆まき</p> <p>お泊り保育(年長) 3月 バス遠足</p> <p>10月 運動会(2歳以上) お茶会(年長)</p> <p>親子運動会(0・1歳) 卒園式</p> <p>稲刈り</p> <p>毎月新田神社の322段の階段をあがり神社参拝をいたします。 また隔月にお誕生会・8月に国際交流会・2月には劇の 観賞があります。行事への保護者お手伝いは分担制です。</p>			

16 共同 保育 所 ひまわり 園	設置者	社会福祉法人 麦の芽福祉会	施設長名	愛 甲 明 実
	所在地	薩摩川内市中郷町5629番地	電話番号	0996-25-1528
	定員	80名	開所時間	7:00～19:00
	職員の状況	常勤保育士9名・非常勤保育士18名・栄養士1名・ 調理員2名・園長1名・事務その他1名	保育標準時間	7:00～18:00
			保育短時間	9:00～17:00
その他経費	延長保育料、散歩用帽子	父母の会	有(会費300円/月)	
ホームページ		ホームページ	—	
保 育 方 針	<p>1.子どもの持っている力(個性・可能性)を、引き出していく保育。 2.子ども同士の関わりあい、育ちあいを豊かに広げていく保育。 3.自然と親しみ、自然と遊び自然との一体感を大切にしたい保育。 4.手仕事、労働を生活の中に取り入れ、生きることにつなげていく保育。 ○子どもたちが一日遊び暮らすことができることを保障しながら、お互いを認め合い、信じあいながら育ちあっていく集団作りをめざします。 ○「安心の子育て」を支援します。</p>	主 な 年 間 行 事	<p>4月 入園式 5月 芋植え 7月 お泊まり保育 8月 夕涼み会 10月 運動会・芋掘り</p> <p>11月 秋の遠足・もちつき 12月 クリスマス会 2月 節分豆まき 3月 お別れ遠足・卒園式</p>	
保 育 内 容		保 育 内 容	<p>※健康診断年2回・歯科検診年1回・保育参加年2回 ※誕生会、避難訓練は定例 その他、子育て講座、発達相談をしています。</p>	

17 さ と の も り 保 育 園	設置者	社会福祉法人 愛育会	施設長名	田 中 律 子
	所在地	薩摩川内市永利町4134番地1	電話番号	0996-20-8151
	定員	60名	開所時間	7:00～19:00
	職員の状況	常勤保育士12名・非常勤保育士4名・准看護師2名 栄養士1名・調理員2名・事務その他2名	保育標準時間	7:00～18:00
			保育短時間	9:00～17:00
その他経費	延長保育料、体操服、帽子等	父母の会	有(会費300円/月)	
ホームページ		ホームページ	http://satonomori.jp/	
保 育 方 針	<p>・何でも やってみよう! (意欲) ・土と水とおひさまはお友だち (自然) ・じぶんでできるよ じぶんでできるよ (自立) (自律)</p> <p>この3つを毎日の暮らしの中で身につけながら、大きいおうちのような保育園をめざします。</p>	主 な 年 間 行 事	<p>春 入園式・健康診断・芋植え・保育参観 どろんこ 夏 七夕まつり・プール遊び・ ボディペインティング・お泊まり保育 秋 運動会・芋掘り・焼き芋大会・一日遠足 冬 おゆうぎ会・クリスマス会・もちつき 節分・さとのもり絵画展</p> <p>毎月：誕生会・避難訓練・体育教室 交通教室・歯科衛生指導等随時行います。</p>	
保 育 内 容		保 育 内 容		

18 永 照 寺 保 育 園	設置者	宗教法人 永照寺	施設長名	村 上 俊 昭
	所在地	薩摩川内市樋脇町市比野2549番地	電話番号	0996-38-0448
	定員	30名	開所時間	7:00～18:30
	職員の状況	常勤保育士8名・非常勤保育士3名・ 調理員2名・事務その他2名	保育標準時間	7:30～18:30
			保育短時間	8:30～16:30
その他経費	延長保育料、園児服、体操服、帽子 他	父母の会	有(会費300円/月)	
ホームページ		ホームページ	http://www.synapse.ne.jp/eishoji-h/	
保 育 方 針	<p>〈保育方針〉 保護者と保育園が力を合わせ子どもの心身ともに健やかな成長を見守る。 〈保育目標〉 ・家庭との連絡を密にし、基本的な生活習慣が身につくよう配慮し、計画を立てる。 ・子どもが安心して、園生活を送れるように環境(人、物)の充実を目指す。 ・遊びを通して育ち、学び、生き抜く力を養う。</p>	主 な 年 間 行 事	<p>4月 入園式・花祭り 7月 盆踊り大会 8月 お泊まり保育 9月 運動会・おまねき会</p> <p>11月 報恩講 12月 おゆうぎ会 3月 お別れ会 卒園式</p>	
保 育 内 容		保 育 内 容	<p>保育参観(年2回) 仏 参(月1回) 一日遠足(年2回) お誕生会(年6回)</p>	

19 大 村 保 育 園	設置者	社会福祉法人 大村福祉会	施設長名	北 嶋 憲 明
	所在地	薩摩川内市祁答院町下手3001番地2	電話番号	0996-55-0126
	定員	30名	開所時間	7:00～19:00
	職員の状況	常勤保育士4名・非常勤保育士7名・ 調理員2名・事務その他1名	保育標準時間	7:00～18:00
	その他経費	延長保育料、体操服、帽子他	保育短時間	9:00～17:00
			父母の会	有(会費250円/月)
			ホームページ	http://oomura-h.com/
保 育 方 針	豊かな情操教育の中で、ひとりひとりの 幼児が幸せな生活のできる、いしずえを築 いてあげる。 自分自身の命の尊さに目覚めることがで きてこそ、初めて他の人々の人格を敬つた り、他の生きもののいのちを尊ぶことがで けるようになります。 「命の尊さを大切に育むあり方」を、保育の 方針としています。	主 な 年 間 行 事 保 育 内 容	春 入園式・花祭り・遠足 夏 盆踊り・夕涼み会・ソーメン祭り 秋 運動会・敬老のつどい 冬 お遊戯会・餅つきクッキング お別れ遠足・卒園式 *年間を通して スポーツ教室・英会話教室・お誕生会	

20 せ ん だ い 幼 稚 園	設置者	学校法人 押野学園	施設長名	押 野 典 生
	所在地	薩摩川内市平佐町3590番地2	電話番号	0996-20-1280
	定員	60名[2号・3号]、240名[1号]	開所時間	7:00～19:00
	職員の状況	常勤保育教諭32名・非常勤保育教諭13名・ 栄養士1名・調理員9名・事務その他10名	保育標準時間	7:00～18:00
	その他経費	預かり保育料、帽子、個人教材費、制服、 体操服(3歳児以降)、通園バス等	保育短時間	8:00～16:00
			父母の会	無
			ホームページ	http://www.s-kinder.com/
保 育 方 針	本園では、こどもの意欲と主体性を大切に、あ そびを通して子ども一人ひとりの個性に応じた 発達を促すことを考えています。豊かな自然環 境の中での保育を通して、「なんでだろう、どう してだろう」といった【思考力の芽】、子どもた ち同士で協力して何かを向かう【共同心】などを 大切にできる教育・保育を目指しています。 ★随時、園見学をお受けします。園の方針や 費用等、申込前に必ずご確認ください。	主 な 年 間 行 事 保 育 内 容	4月 入園式 10月 芋掘り 5月 親子遠足 11月 一日遠足 6月 運動会・田植え 12月 保育発表会・もちつき 7月 お泊まり保育 1月 リレー大会 8月 夏祭り 2月 節分(豆まき) 9月 運動会(0-2歳児) 3月 お別れ遠足・卒園式 *お誕生会、避難訓練は毎月行います。	

21 青 山 幼 稚 園	設置者	学校法人 石原学園	施設長名	島 谷 晶 子
	所在地	薩摩川内市青山町4194番地	電話番号	0996-20-0775
	定員	60名[2号・3号]、161名[1号]	開所時間	7:00～19:00
	職員の状況	常勤保育教諭23名・非常勤保育教諭13名・ 栄養士2名・調理員4名・事務その他3名	保育標準時間	7:00～18:00
	その他経費	預かり保育料、体操服、体操帽子、 個人専用教材費、行事参加費(満3歳以上)	保育短時間	8:30～16:30
			父母の会	無
			ホームページ	http://ishihara.ed.jp/
保 育 方 針	「あかるく・かしこく・たくましく」をモットーに ●健康で安全な生活習慣を身につける。 ●きまりを守り、みんなで仲良く遊ぶ。 ●自分で工夫、創意する。 ●明るく豊かな感謝の心をもつ。 を教育方針として、義務教育及びその後の教 育の基礎を培えるように、保育方針及び幼稚 園教育要領に従って発達に即した保育・教育 を行い、健全な育成に努めます。	主 な 年 間 行 事 保 育 内 容	1学期 入園式・遠足・参観日・七夕・ 宿泊保育(年長児)・プール遊び・夏祭り 2学期 祖父母参観日・綱引き大会・運動会・ おかいものごっこ・動物園遠足(年長児)・ お餅つき大会・お遊戯会 3学期 知能テスト(年長児)・買い物体験(年長児) 節分の行事・就学前個人面接(希望者) 音楽発表会・卒園式 毎月の行事 お誕生会・避難訓練	

22 のぞみ幼稚園 幼保連携型認定こども園	設置者	学校法人 西薩キリスト教学園	施設長名	日下部 遣志
	所在地	薩摩川内市大小路町54番16号	電話番号	0996-22-3744
	定員	60名[2号・3号]、100名[1号]	開所時間	7:00～19:00
	職員の状況	常勤保育教諭15名・非常勤保育教諭14名・ 栄養士2名・調理員4名・事務その他11名	保育標準時間	7:00～18:00
			保育短時間	8:00～16:00
その他経費	延長保育料、制帽、帽子、給食費 体操服(3歳児以上)、個人教材費、 施設費(1,000円/月)など	父母の会	有(会費500円/月・世帯)	
		ホームページ	http://sendai-nozomi.com/ (ブログ) http://biog.livedoor.jp/sendai_nozomi/	
保育方針	「知る」ことよりも「感じる」ことが大切 な乳幼児期にふさわしい愛と希望と自由が あふれる保育環境・子育て環境を保護者と 共に作りあげていきます。 ○ひとりひとりの主体性を尊重する ○子どもと愛をわかちあう ○あそびを中心とする ○目に見えないものを大切に	主な年間行事 保育内容	春：入園式・親子遠足・母の日参観・日曜参観 夏：プールあそび・川あそび・海あそび・そうめん流し お泊まり保育 秋：敬老参観・運動会・秋の遠足・いもほり・収穫感謝 冬：クリスマス祝会・もちつき・積み木参観 おわかれ発表会・卒園式 ※年間を通して：さんぽ、どろんこあそび・料理・創 作・劇あそび・リトミック・おはなしの時間など ※0、1、2歳は新園舎で保育します。上記の年間行 事は、3、4、5歳児のみの行事もあります。	

23 鹿児島純心女子大学附属純心幼稚園 幼保連携型認定こども園	設置者	学校法人 鹿児島純心女子学園	施設長名	大串 アヤ子
	所在地	薩摩川内市隈之城町1001番地	電話番号	0996-23-6168
	定員	70名[2号・3号]、160名[1号]	開所時間	7:00～19:00
	職員の状況	常勤保育教諭17名・非常勤保育教諭16名・栄養士 2名・調理員3名・事務その他5名・看護師1名	保育標準時間	7:00～18:00
			保育短時間	8:30～16:30
その他経費	延長保育料、体操服、制服、帽子、 教育充実費、給食費(1号)	父母の会	有(会費600円/月)	
		ホームページ	http://www.k-junshin.ac.jp/kodomo/	
保育方針	○カトリックの愛に基づいた人間教育 ○いのちの尊さを知る ○人間形成の基礎を培う ○自立(自律)へ向う心を正しく導く	主な年間行事 保育内容	4月 入園式 10月 芋ほり・バザー 5月 親子遠足・聖母行列 11月 七五三 6月 保育参観 12月 クリスマス会 7月 スイカわり 1月 もちつき 8月 お泊まり会(年長) 2月 節分 9月 運動会 3月 お茶会・卒園式 *避難訓練、誕生会、交通教室は定例 *毎月2回体操教室を入れています。 *モンテッソーリ教育方法を導入しています。	

24 川内すわこども園 幼保連携型認定こども園	設置者	社会福祉法人 諏訪福祉会	施設長名	帯田 康子
	所在地	薩摩川内市御陵下町19番5号	電話番号	0996-22-2764
	定員	161名[2号・3号]、9名[1号]	開所時間	7:00～19:00
	職員の状況	社会福祉士1名・保育教諭27名・非常勤保育教諭11名・ 看護師5名・栄養士2名・調理員5名・事務その他6名	保育標準時間	7:00～18:00
			保育短時間	8:30～16:30
その他経費	延長保育料、体操服・帽子代、 教材費(絵本代)、給食費(1号)等	父母の会	有(一子目300円・二子目から200円)	
		ホームページ	http://www.sendaisuwa.com	
保育方針	(4つの保育方針) 基本方針①“一人ひとり”が輝く保育 基本方針②“豊かな環境”を通して行う保育 基本方針③“人との関わり”を大切にする保育 基本方針④“健康で安全”な保育 乳幼児期は、遊びや生活を通して、生きる力の基礎となる 心情・意欲・態度、基本的な生活習慣など、生涯にわたる人間 形成の基礎が培われる極めて重要な時期です。 保育の基本方針は、幼保連携型認定こども園教育・保育要 領に基づいて、乳幼児期にふさわしい遊びや生活を充実さ せ、「遊びきる子ども」の育成を目指します。	主な年間行事 保育内容	4月 入園式・保護者総会 10月 コミュニティフェスタ in 可愛 5月 親子バス遠足(動物園) 12月 クリスマス発表会 6月 第1回保育参観 2月 節分豆まき 7月 七夕祭り 思い出ツアー(5歳児) 8月 お泊まりキャンプ(5歳児) 第2回保育参観 9月 お月見会&お楽しみ会・運動会 3月 ひな祭り・卒園式 ※毎月行事 誕生会、避難訓練、交通教室等々 ※延長保育・一時預かり・地域子育て支援・放課後児童クラブ・ 病児・病後児保育も行っています。	

25 りぼんこども園	設置者	社会福祉法人 岡野会	施設長名	岡野 龍信
	所在地	薩摩川内天辰町1866番地1	電話番号	0996-24-8181
	定員	70名[2号・3号]、10名[1号]	開所時間	7:00～19:00
	職員の状況	常勤教諭14名・非常勤教諭7名・ 調理員4名・事務その他1名	保育標準時間	7:00～18:00
			保育短時間	9:00～17:00
その他経費	延長保育料、体操服、帽子、 お米代(3歳以上)	父母の会	無	
		ホームページ	—	
幼保連携型認定こども園	保育方針	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども一人一人が生まれて良かった、生きてよかった(自己肯定感)の思いを育てる ○生きる力を育てる ○親を愛し、家族を愛し、人をも慈しむ優しさを育てる ○職員・子供・保護者全員の慶びと温もりを育てる 	主な年間行事 保育内容	春 入園・進級式・花まつり・遠足 夏 七夕まつり・プール遊び 秋 運動会・保育参観 冬 お遊戯会・お別れ会・卒園終了式 [毎月の行事] 避難訓練・誕生会・身体測定・内科健診(年2回) ・歯科健診(年1回)・ダンス(専門講師による) ・スポーツ(専門講師による)・交通安全教室

26 すわこども園	設置者	社会福祉法人 諏訪福祉会	施設長名	帯田 博美
	所在地	薩摩川内市樋脇町市比野 550	電話番号	0996-38-1193
	定員	71名[2号・3号]、9名[1号]	開所時間	7:00～19:00
	職員の状況	副園長1名・常勤保育士16名・非常勤保育士4名・ 看護師2名・調理員4名・事務その他3名	保育標準時間	7:00～18:00
			保育短時間	8:30～16:30
その他経費	延長保育料、体操服・帽子代、 教材費(絵本代)、給食費(1号)等	父母の会	有(200円/月・世帯)	
		ホームページ	http://www4.synapse.ne.jp/suwa	
幼保連携型認定こども園	保育方針	(4つの保育方針) 基本方針①“一人ひとり”が輝く保育 基本方針②“豊かな環境”を通して行う保育 基本方針③“人との関わり”を大切にする保育 基本方針④“健康で安全”な保育 を保育の目標として、地域に開かれた保育園づくりを目指しています。保育内容は、豊かな自然の中で子どもたちはのびのびと生活し、和太鼓やマーチングなどさまざまな活動を通して、明るく元気にたくましく成長していきます。	主な年間行事 保育内容	4月 入園式 5月 親子バス遠足(動物園) 6月 第1回保育参観 7月 七夕祭り 8月 お泊まりキャンプ(5歳児) 9月 お月見会&お楽しみ会 11月 樋脇文化祭 12月 クリスマス発表会 2月 節分豆まき 思い出ツアー(5歳児) 第2回保育参観 3月 ひな祭り・卒園式 運動会 *毎月行事 誕生会、避難訓練、交通教室等々 *延長保育、一時預かり、地域子育て支援センターも併設し、毎日開所しています。

27 善福寺こども園	設置者	社会福祉法人 光明福祉会	施設長名	岡田 晃昭
	所在地	薩摩川内市樋脇町塔之原1177番地	電話番号	0996-37-2103
	定員	60名[2号・3号]、6名[1号]	開所時間	7:00～19:00
	職員の状況	常勤保育士8名・非常勤保育士8名・ 栄養士1名・調理員1名	保育標準時間	7:00～18:00
			保育短時間	9:00～17:00
その他経費	延長保育料、園児服、体操服、帽子等	父母の会	有(会費300円/月)	
		ホームページ	http://hoiku.zenpukuji.com/	
幼保連携型認定こども園	保育方針	豊かな宗教的環境の中で、心身の調和的な発達を図り、一人一人の幼児が幸せな生活のできる礎を築く。 <めざす子どもの姿> ・自然に関心を持って、工夫して遊べる ・お友達と仲良く遊べる ・好き嫌い無く何でも食べられる ・いのちに共感をすることができる ・仏さまに両手を合わせることができる	主な年間行事 保育内容	4月 入園式・花祭り 7月 お泊まり保育(年長児) 8月 盆踊り 10月 運動会 11月 いもほり 12月 おゆうぎ会 1月 お店屋さんごっこ 3月 お別れ会・卒園式 お誕生会(毎月) 1日遠足(年3回) 保育参観(年1回) 育児講座(年1回) 体操教室(月2回)

28 びばあ 幼保連携型認定こども園	設置者	社会福祉法人 慈晃福社会	施設長名	勝田 芳孝
	所在地	薩摩川内市入来町副田6046番地25	電話番号	0996-44-4381
	定員	80名[2号・3号]、15名[1号]	開所時間	7:00～19:30
	職員の状況	園長・副園長各1名・保育教諭16名・看護師等2名・調理師(栄養士)1名・調理員(補助)4名	保育標準時間	7:00～18:00
	その他経費	預かり保育料、給食費(1号)、延長保育料、体操服、帽子、その他保護者が利用する費用(遠足交通費等)	保育短時間	9:00～17:00
保 育 方 針	《人間性豊かな保育》 ◎元気な子ども 健康・安全・衛生 ◎身近処理の出来る子ども 自律・自立 ◎仲のよい子ども 友情・感謝・規律 ◎考える子ども 学ぶ力 ◎生きる力を持つ子ども 共生・我慢・自信・素直 児童福祉法及び学校教育法に基づいた保育・教育の中でさまざまな感動体験を通し、就学後の教育につながる心豊かな子どもたちの育成に努めます。	主 な 年 間 行 事 保 育 内 容	春 入園進級式・こども祭り・一日遠足 夏 七夕祭り・プール遊び 秋 運動会・秋の遠足・生涯学習キャンプ 冬 お楽しみ会・節分・雛祭り・運動成果発表 卒園修了式・学習成果発表 通年 避難訓練(防火防災教室)・交通教室・健康診断・親子ふれあい教室 専門講師による指導 和太鼓/英語遊び/幼児体操 びばあの給食(おやつ)は、添加物を一切使用せず、薄味で素材の旨味を生かしたこだわりの和食中心献立です。	
父母の会	有(会費なし)	ホームページ	http://kosodate-eb.com/jikou/	

29 入来こども園 幼保連携型認定こども園	設置者	社会福祉法人 清流福社会	施設長名	高山 正徳
	所在地	薩摩川内市入来町浦之名7517番地3	電話番号	0996-44-2391
	定員	50名[2号・3号]、15名[1号]	開所時間	7:00～19:00
	職員の状況	保育教諭13名・保育士4名・栄養士1名・調理員2名・事務その他3名	保育標準時間	7:00～18:00
	その他経費	預かり保育料、給食費(1号)、延長保育料、帽子、その他保護者が利用する費用(遠足交通費等) 送迎バスあります。	保育短時間	8:00～16:00
保 育 方 針	豊かな情操教育の中で心身の調和的な発達を図り、ひとりひとりの乳幼児が精一杯人生を生きていけるいしづえを築くこと。 園の特色として ①担当制(0・1歳児) 特定の大人との信頼関係作りがとても大切な乳児期。担当保育士と1対1の関わりを通して情緒の安定を図ります。担当保育士が担当児の発達や習慣、性格などをしっかり把握し、心身の成長が目覚ましい0・1歳児の生活を支えます。 ②プロジェクト保育 保育者が準備した活動や遊びだけをするのではなく、子ども達が主体的に自分で遊びや活動を見つけて、それを発展させていく保育に取り組んでいます。保護者やお友達と遊びを提案しあったり、協力ももったりして、お互いに遊びや活動を探究しながら学んでいます。	主 な 年 間 行 事 保 育 内 容	春…入所式、花まつり、親子触れ合い会 夏…夏祭り、プール遊び、泥んこ遊び、川遊び 秋…祖父母参観、お月見、バス遠足、芋ほり 冬…報恩講参拝、御餅つき、年末お楽しみ会 施設訪問、学びの発表、ひな祭り、修了式 ※年中行事 わらべうた遊び、英語遊び、パパママ育児講座、保育参観 ◎季節毎の食材(野菜や果物等)、麦ご飯や無添加の調味料を使用、黒毛和牛、黒豚やキビナゴ等地産地産を心がけて、食事やおやつを提供しています。	
父母の会	有(会費100円/月)	ホームページ	http://www4.synapse.ne.jp/iriki-ho/	

30 若あゆこども園 幼保連携型認定こども園	設置者	社会福祉法人 東郷福社会	施設長名	柳田 弘毅
	所在地	薩摩川内市東郷町斧渕4490番地1	電話番号	0996-42-1106
	定員	80名[2号・3号]、20名[1号]	開所時間	7:00～19:00
	職員の状況	常勤保育教諭11名・非常勤保育教諭6名・保育士2名・管理栄養士1名・調理員4名・事務その他3名	保育標準時間	7:00～18:00
	その他経費	延長保育料、体操服、帽子等	保育短時間	8:30～16:30
保 育 方 針	子どもの幸せを第一に、保護者の思いを尊重し、「共に育て合い、育ち合う」、地域に愛されるこども園を目指します。 (特徴) ○縦割り活動(3～5歳児) ○はだしの保育 ○音体教育(マーチング専門講師指導)	主 な 年 間 行 事 保 育 内 容	4月 入園式 5月 親子遠足(3・4・5歳児) 7月 七夕会(祖父母参加) 10月 運動会 12月 おゆうぎ会 クリスマス会 1月 たこあげ大会(親子) 2月 節分、マラソン大会、ボディペインティング(子どものみ) 3月 ひなまつり、卒園式 *お誕生日会(毎月) *年長児:舞踊 *発育測定、避難訓練、一時預かり、園庭開放 *絵本の貸し出し	
父母の会	有(年会費500円)	ホームページ	http://www3.synapse.ne.jp/wakaayu/	

31 なかよし「こども園 幼保連携型認定こども園	設置者	社会福祉法人 岡野会	施設長名	岡野美春
	所在地	薩摩川内市祁答院町藺牟田295番地1	電話番号	0996-56-0033
	定員	50名[2号・3号]、10名[1号]	開所時間	7:00~19:00
	職員の状況	常勤保育教諭9名・非常勤保育教諭6名・調理員3名・事務その他2名	保育標準時間	7:00~18:00
			保育短時間	9:00~17:00
その他経費	延長保育料、体操服、帽子等	父母の会	無	
		ホームページ	http://imuta-hoikujiyo.sunnyday.jp/	
保育の方針	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども一人一人が生まれて良かった、生きてよかった(自己肯定感)の思いを育てる ○生きる力を育てる ○親を愛し、家族を愛し、人をも慈しむ優しさを育てる ○職員・子供・保護者全員の慶びと温もりを育てる 	主な年間行事 保育内容	春 入園式・花祭り・遠足 夏 プール遊び・夏祭り(保育参観含む)・お泊まり保育 秋 運動会・保育参観・だんご作り・芋栗 冬 お遊戯会・保育参観・お別れ遠足・卒園式 年間 お誕生会・避難訓練・園バスでの園外保育 ・ジャズダンス(専門講師による)月2回 ・スポーツ教室(専門講師による)月2回 ・和太鼓(専門講師による)4~9月 ・クッキング年4回・お茶のおけいこ	

32 大王児園(小規模保育事業)	施設長名	吉留悦子	電話番号	0996-22-3857
	所在地	薩摩川内市大王町3番1号	開所時間	7:00~19:00
	定員	19名		
	給食	完全給食	保育標準時間	7:00~18:00
			保育短時間	8:00~16:00
その他経費	帽子、延長保育料	父母の会	無	
		ホームページ	—	
保育の方針	<ul style="list-style-type: none"> ●げんきな子 養護の行き届いた環境のもと、基本的な生活習慣や心身の健康発達の基礎を培う ●やさしい子 人に対する愛情、信頼感を養う ●がんばる子 豊かな感性や表現力を育み、自主、自律及び協調の態度を養う。 	主な年間行事 保育内容	4月 入園説明会 5月 内科検診 6月 歯科検診 10月 運動会 11月 内科検診 12月 クリスマス会 3月 作品展 毎月 誕生会・身体測定・避難訓練	

33 中郷保育園(小規模保育事業)	設置者	学校法人 石原学園	施設長名	新福博文
	所在地	薩摩川内市中郷四丁目28番地1	電話番号	0996-20-7288
	定員	12名	開所時間	〈平日〉7:00~19:00 〈土〉7:00~18:30
	給食	完全給食		
	その他経費	延長保育料、個人専用教材	保育標準時間	7:00~18:00
		保育短時間	8:30~16:30	
父母の会	無	ホームページ	http://daihyo@ishihara.ed.jp	
保育の方針	「あかるく・かしこく・たくましく」をモットーに <ul style="list-style-type: none"> ●健康で安全な生活習慣を身につける。 ●きまりを守り、みんなで仲良く遊ぶ。 ●自分で工夫、創意する。 ●明るく豊かな感謝の心をもつ。 を教育方針として、義務教育及びその後の教育の基礎を培えるように、保育・教育方針に従って発達に即した保育・教育を行い、健全な育成に努めます。	主な年間行事 保育内容	4月 参観日 5月 遠足・内科検診 6月 歯科検診 7月 七夕 9月 祖父母参観日 網引き大会・内科検診 10月 運動会 11月 おみせやさんごっこ 12月 おゆうぎ会(2歳児) 2月 節分の行事 3月 音楽発表会 ※参加する行事は2歳児から ※毎月 お誕生会・避難訓練	

34 のびのびこ保育園 小規模保育事業	施設長名	片川 洋子	電話番号	0996-22-8096	
	所在地	薩摩川内市中郷四丁目95番地	開所時間	〈平日〉7:00~20:00 (※19:00~20:00 要相談) 〈土〉7:00~19:00 〈日・祝〉8:00~19:00 ※要予約	
	定員	19名			
	給食	完全給食(第4土曜のみお弁当)			
	その他経費	延長保育料、帽子等		保育標準時間	7:00~18:00
	父母の会	有(月300円)		保育短時間	9:00~17:00
	ホームページ	http://www.nobinobi-syoukibo.com/			
保育方針	<p>ご家庭の温もりにより近い保育を心掛けています。</p> <p>近年、核家族・少子化に伴い年齢の異なる子ども同士のふれあいを支え、“思いやりの心”、“あいさつ”などの小さなことが大きくて大切だということと一緒に育んでいきたいと考えます。</p>	<p>主な年間行事</p> <p>保育内容</p>	<p>4月 入園説明会 10月 運動会・健康診断</p> <p>5月 健康診断 11月 親子遠足</p> <p>6月 歯科健診 12月 クリスマス会</p> <p>7月 七夕 2月 節分</p> <p>9月 引渡し訓練 3月 ひな祭り・お別れ遠足</p> <p>※お誕生会(毎月) 身体測定(毎月) 避難訓練(毎月)</p> <p>※7月中旬~8月末 プール</p>		

35 チャイルドルーム・マミィ 小規模保育事業	施設長名	下西 里美	電話番号	0996-29-3288	
	所在地	薩摩川内市原田町28番16号	開所時間	7:00~19:00	
	定員	15名			
	給食	完全給食(第3土曜日はお弁当の日)	保育標準時間	7:00~18:00	
	その他経費	延長保育料、消耗品費、写真代等		保育短時間	9:00~17:00
				父母の会	無
	ホームページ	—			
保育方針	<p>チャイルドルーム・マミィは、四葉のクローバーが意味するお子様の幸せを願っています。</p> <p> ・イエローの 元気よく ・ピンクの 優しく温かく ・ブルーの たくましく清らかに ・グリーンの のびのびと</p> <p>健やかに育まれるよう応援していきます。</p>	<p>主な年間行事</p> <p>保育内容</p>	<p>7月 歯科健診</p> <p>9月 内科健診1回目</p> <p>10月 さとのもり保育園運動会参加</p> <p>12月 クリスマス会</p> <p>2月 内科健診2回目・節分</p> <p>3月 お別れ遠足・ひな祭り</p> <p>・毎月発育測定・避難訓練・イベント、キッズ英語</p> <p>・子どもさんの生まれ月によるお誕生会</p> <p>・0歳からの英語でお遊び(月2回)</p> <p>・色で遊ぼう(月2回)</p>		

36 さくらんぼ保育園 小規模保育事業	施設長名	橋元 米子	電話番号	0996-22-0377	
	所在地	薩摩川内市中郷四丁目211番地	開所時間	7:00~19:00	
	定員	19名			
	給食	完全給食(毎月15日はお弁当の日)	保育標準時間	7:00~18:00	
	その他経費	延長保育料、写真代、帽子代等		保育短時間	8:30~16:30
				父母の会	無
	ホームページ	—			
保育方針	<p>☆保育方針</p> <p>・子ども同士の集団遊びや活動を通して一人ひとりの個性を伸ばし、豊かな人間形成を家庭的な雰囲気の中で育てます。</p> <p>・保護者とのよりよい信頼関係を深めながら、地域との連携を大切に、子どもの育ちや子育てを支えます。</p> <p>☆保育目標</p> <p>一緒に散歩 一緒に絵本 一緒に遊ぶ</p>	<p>主な年間行事</p> <p>保育内容</p>	<p>4月 入園式・新級式 10月 親子で散歩</p> <p>5月 春の親子遠足 12月 お楽しみ会</p> <p>6月 親子レクリエーション 2月 節分</p> <p>7月~8月 プール遊び 3月 お別れ遠足</p> <p>9月 グループホーム森の里との交流会 修了式</p> <p>誕生会(毎月末)、身体測定(毎月末)</p> <p>お弁当の日(毎月15日)、避難訓練(毎月)</p> <p>健康診断(4月・9月)、歯科健診(6月)</p> <p>交通安全教室(年3回)</p>		

37 静薫 保育園	設置者	学校法人 石原学園	施設長名	石原尚子
	所在地	薩摩川内市平佐町2843番地1	電話番号	0996-20-1123
	定員	19名	開所時間	7:00~19:00
	給食	完全給食	保育標準時間	7:00~18:00
			保育短時間	8:30~16:30
その他経費	延長保育料、個人専用教材	父母の会	無	
		ホームページ	http://daihyo@ishihara.ed.jp	
小規模 保育事業	保育の方針	「あかるく・かしこく・たくましく」をモットーに ●健康で安全な生活習慣を身につける。 ●きまりを守り、みんなで仲良く遊ぶ。 ●自分で工夫、創意する。 ●明るく豊かな感謝の心をもつ。 を教育方針として、義務教育及びその後の教育の基礎を培えるように、保育・教育方針に従って発達に即した保育・教育を行い、健全な育成に努めます。	主な年間行事 保育内容	5月 遠足・参観日・内科検診 6月 歯科検診 7月 七夕 9月 祖父母参観日(2歳児)・ 綱引き大会・内科検診 10月 運動会(2歳児) ※参加する行事は2歳児から ※毎月 お誕生会・避難訓練

38 せんだい 中央保育園	設置者	学校法人 石原学園	施設長名	島谷奈津美
	所在地	薩摩川内市平佐1丁目111番地	電話番号	0996-20-0775(連携施設青山幼稚園)
	定員	12名	開所時間	7:00~19:00
	給食	完全給食	保育標準時間	7:00~18:00
			保育短時間	8:30~16:30
その他経費	延長保育料、個人専用教材	父母の会	無	
		ホームページ	http://daihyo@ishihara.ed.jp	
小規模 保育事業	保育の方針	「あかるく・かしこく・たくましく」をモットーに ●健康で安全な生活習慣を身につける。 ●きまりを守り、みんなで仲良く遊ぶ。 ●自分で工夫、創意する。 ●明るく豊かな感謝の心をもつ。 を教育方針として、義務教育及びその後の教育の基礎を培えるように、保育・教育方針に従って発達に即した保育・教育を行い、健全な育成に努めます。	主な年間行事 保育内容	5月 遠足・参観日・内科検診 6月 歯科検診 7月 七夕 9月 祖父母参観日(2歳児)・ 綱引き大会・内科検診 10月 運動会(2歳児) ※参加する行事は2歳児から ※毎月 お誕生会・避難訓練

39 ちゅうりつ ぶ園	設置者	公益社団法人 川内市医師会立市民病院	施設長名	野口真理
	所在地	薩摩川内市永利町4000番地2	電話番号	0996-20-5770
	定員	60名(従業員枠と地域枠の合計)	開所時間	7:00~19:00
	職員の状況	常勤保育士9名・常勤幼稚園教諭1名・非常勤保育士6名・ 栄養士1名・調理員2名・看護師1名・事務その他2名		*勤務による日・祝日保育有 *病児保育有
	その他経費	延長保育料、月刊絵本、カラー帽子等	保育標準時間	7:00~18:00
父母の会	有(月350円)	保育短時間	8:30~16:30	
		ホームページ	—	
事業所内 保育事業	保育の方針	多様なニーズに応え、常に家庭的環境を意識し「心の安定」と「育ち」を大切に見守りながら ・安心して預けられる保育所 ・信頼される職員 ・個性を大切にする保育 をめざします。	主な年間行事 保育内容	4月 入園式・始園式 5月 保育参観 7月 七夕まつり 8月 お泊まり保育(年長児) 9月 運動会 10月 親子遠足 毎月 身体測定・誕生会・避難訓練等 12月 発表会 2月 豆まき 3月 お別れ遠足 お別れ会 卒園式

★せんだい中央保育園は、H31年度4月開設のため、入園に関するお問い合わせは、連携施設の青山幼稚園までご連絡をお願いします。

40 大樟保育園 事業所内保育事業	設置者	学校法人 新田学園	施設長名	種子田 佳奈子
	所在地	薩摩川内市御陵下町11番5号	電話番号	0996-22-3974
	定員	15名（従業員枠と地域枠の合計）	開所時間	7:30～19:00
	職員の状況	常勤保育士2名・非常勤子育て支援員1名・ 常勤子育て支援員1名・非常勤幼稚園教諭1名	保育標準時間	7:30～18:30
			保育短時間	7:30～15:30
	その他経費	延長保育料 2歳児のみ：絵本代、体操服代	父母の会	なし
ホームページ			http://www.mikuni1936.jp/	
保育の方針	鹿児島県産材を使った木のぬくもりあふれる木造園舎で、少人数保育を行っています。新田神社の豊かな自然の杜の中で、子どもの一人一人の感性を大切に育てていきます。（保育方針は、みくにキッズ保育園に準じます。）（連携施設はみくに幼稚園・みくにキッズ保育園です）	主な年間行事保育内容	4月 入園式 7月 夕涼み会 親子参観 10月 運動会 11月 七五三詣り	12月 餅つき 生活発表会 2月 節分豆まき 3月 バス遠足・卒園式

41 里保育園 へき地保育所	設置者	薩摩川内市	施設長名	薩摩川内市社会福祉協議会 上甕支所長
	所在地	薩摩川内市里町里 1900 番地 2	電話番号	09969-3-2145
	定員	19名	開所時間	8:00～18:00
	職員の状況	常勤保育士3名・非常勤保育士2名・ 非常勤幼稚園教諭1名・その他支援員4名	保育標準時間	8:00～18:00
			保育短時間	8:00～16:00
	その他経費	園費・誕生会費	父母の会	なし
ホームページ			なし	
保育の方針	【保育目標】 ①友だちと助け合える子 ②失敗を恐れず、いろいろチャレンジできる子 ③優しさのある子 私たち職員は、子どもを真ん中にして保護者と手を携え「子どもたちが健やかに育つよう」日々の保育に取り組みます。子どもたちにより多くの感動的出会い「機会・環境」を用意します。	主な年間行事保育内容	4月 健康診断 5月 親子遠足 6月 職場体験受入れ 7月 水遊び 8月 水遊び 9月 町内運動会参加	10月 健康診断 11月 運動会・芋堀り 12月 クリスマス会 1月 ぜんざい会 2月 節分豆まき 3月 卒園式
			※身体測定・運動会（毎月） ※避難訓練（年2回）	

42 下甕保育園 へき地保育所	設置者	薩摩川内市	施設長名	薩摩川内市下甕支所 地域振興課長
	所在地	薩摩川内市下甕町青瀬 382 番地	電話番号	09969-5-1117
	定員	19名	開所時間	8:00～18:00
	職員の状況	非常勤保育士3名・非常勤子育て支援員4名	保育標準時間	8:00～18:00
			保育短時間	8:00～16:00
	その他経費	なし	父母の会	なし
ホームページ			なし	
保育の方針	・甕島の豊かな大自然の中で、保護者や地域との連携を大切に、のびのびと生活できる保育 ・家庭的な雰囲気の中で、発達に合わせた生活習慣をみにつけさせる保育	主な年間行事保育内容	9月 運動会 11月 おたのしみ発表会 12月 クリスマス会 餅つき大会	2月 節分 3月 卒園式 避難訓練（年2回）

市内保育施設位置図

★保育所

番号	施設名
1	川内隣保館保育園
2	隈之城保育園
3	永利保育園
4	高江保育園
5	水引保育園
6	清涼保育園
7	西風園
8	あさひ保育園
9	高城保育園
10	育英保育園
11	平佐保育園
12	青山保育園
13	清水丘保育園
14	勝目保育園
15	みくにキッズ保育園
16	共同保育所ひまわり園
17	さとのもり保育園
18	永照寺保育園
19	大村保育園

★認定こども園

番号	施設名
20	せんだい幼稚園
21	青山幼稚園
22	のぞみ幼稚園
23	鹿児島純心女子大学附属純心幼稚園
24	川内すわこども園
25	りぼんこども園
26	すわこども園
27	善福寺こども園
28	びばあ
29	入来こども園
30	若あゆこども園
31	なかよしこども園

★へき地保育所

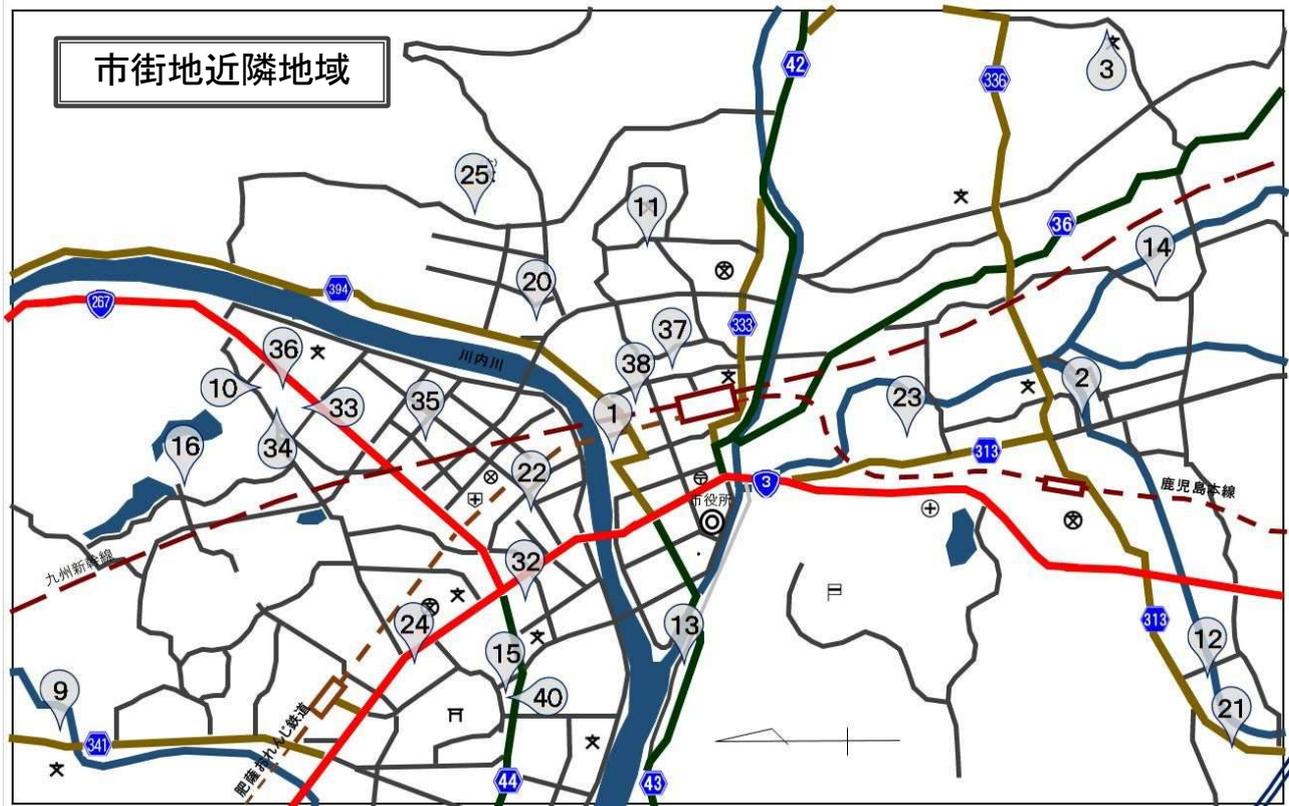
番号	施設名
41	里保育園
42	下甌保育園

★小規模保育事業

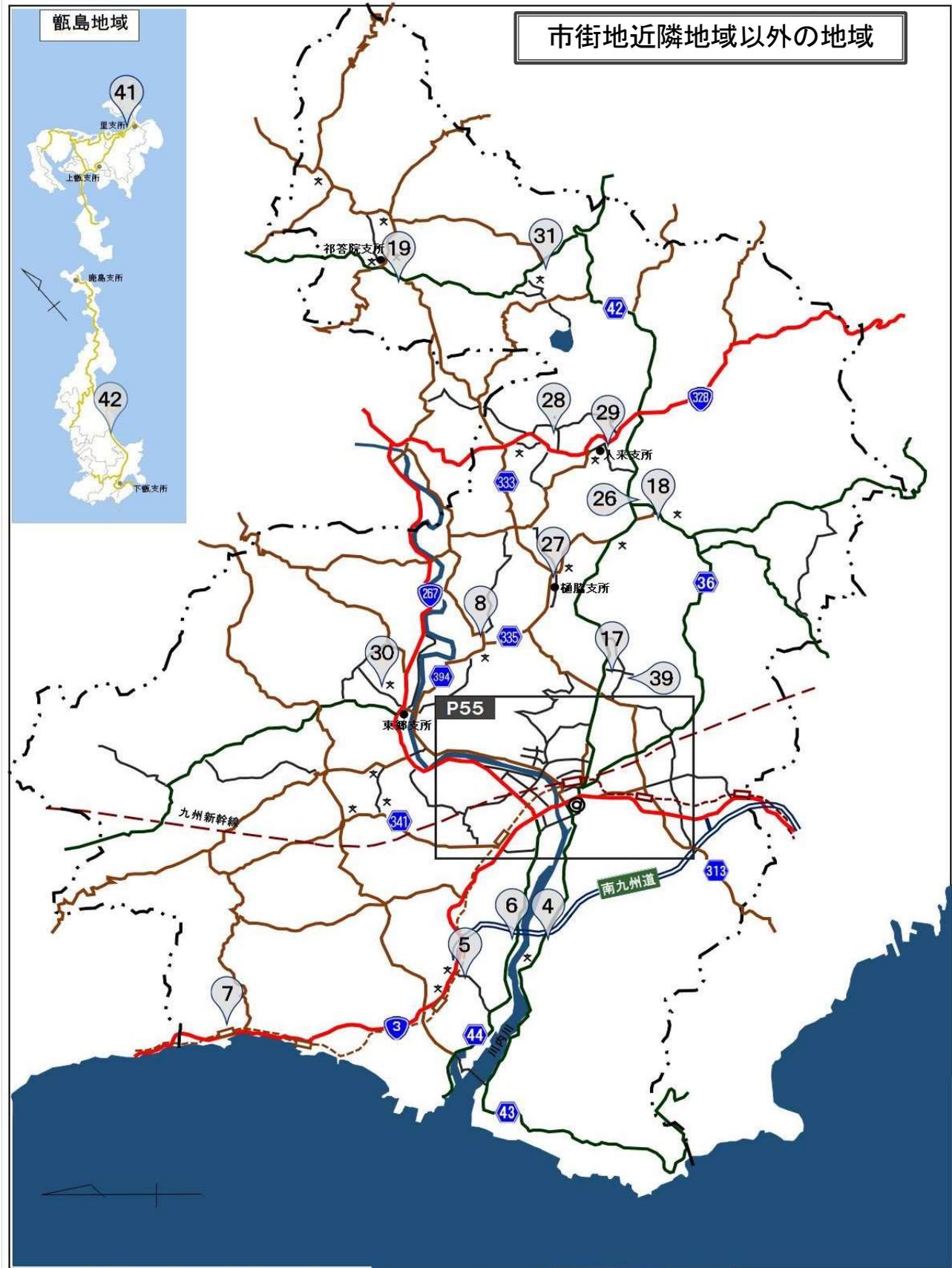
番号	施設名
32	大王児園
33	中郷保育園
34	のびのびっこ保育園
35	チャイルドルーム・マミー
36	さくらんぼ保育園
37	静菫保育園
38	せんだい中央保育園

★事業所内保育事業

番号	施設名
39	ちゅうりっぷ園
40	大樟保育園



★数字が指している所が各施設の大まかな位置です。



★数字が指している所が各施設の大まかな位置です。

14 保育施設利用Q&A

利用申込みについて

Q1 第2希望の人より第1希望の人の方が入りやすいのですか？

A1 利用の可否は、保育の必要性を点数化し、その点数の高いお子さんから利用を決定します。保育施設の希望順で点数に差はつかないことから、第2希望以下の方が不利になることはありません。希望の順番にご記入ください。

Q2 現在求職中ですが、利用することができますか？

A2 求職中であっても保育施設の利用申込みは可能ですが、就労など保育を必要とする事由のある方を優先します。

また、原則として支給認定を受けた後89日以内に就労証明書をご提出になれないときは、支給認定の期間満了となり、施設に在籍している場合でもその月の末日をもって利用終了（退園）となります。

Q3 希望施設を変更（追加）をしたいのですが、どうしたらいいですか？

A3 子育て支援課または各支所地域振興課へご連絡ください。

なお、施設変更を希望する場合であっても、新規の利用希望者と同じく、保育の必要性の高いお子さんから利用を決定することになります。また、希望施設に受入れの余裕がないなどの理由によりご希望に沿えないことがあります。この場合、取り下げをされない限り毎月利用調整を行います。

Q4 保育施設を利用できなかった場合、毎月申込みをする必要はありますか？

A4 ご利用になれなかった場合、最初の利用希望月に限りその理由を文書でお知らせします。翌月以降も引き続きご希望になる場合は、その年度中は新たにお申し込みになる必要はありません。

ただし、就労状況・家庭状況・児童の健康状況等に変更があった場合は、子育て支援課または各支所地域振興課まで必ずご連絡ください。この場合、支給認定の内容に変更が生じることがあります（6ページ参照）ので、状況に応じてお手続きや申請書類などについてご案内します。

なお、就労や出産などの状況変更についてご連絡がないまま、利用調整において保育施設の案内を受けた場合、支給認定や利用決定が取消されることがあります。

Q5 第2希望以下の保育施設で利用を開始した場合、第1希望の保育施設への変更（転園）はできますか？

A5 上記の場合も、保育の必要性の高いお子さんから利用を決定することになります。変更を希望している保育施設に受入れの余裕がない場合など、ご希望に沿えないことがあります。手続きについては8ページをご覧ください。

変更が決定した後のキャンセルはできません。

Q6 利用開始後に仕事を辞めた場合、どうなりますか？

A6 保育を必要とする事由がなくなった場合は利用終了（退園）となります。求職活動をされる場合は、求職活動中であることを証明する書類をすみやかに提出し、支給認定の変更を受けてください。その後、原則として89日以内に就労証明書をご提出ください。

事業所への調査で実際に就労していなかったり、または仕事を辞めているにもかかわらずご連絡がなかったりした場合は、その事実が判明した時点で支給認定が取消しとなり、利用終了となります。

支給認定について

Q1 支給認定の有効期限はいつまでですか？

A1 1号（教育標準時間）認定を受けた場合の支給認定の有効期間は、支給認定が効力を生じた日（効力発生日）から小学校就学の始期に達するまでです。

2号（満3歳以上・保育）認定を受けた場合は、効力発生日から小学校就学の始期に達するまでの期間が、3号（満3歳未満・保育）認定を受けた場合は、効力発生日から満3歳に達する日の前日（誕生日の前々日）までの期間が、それぞれ支給認定の有効期間の最長となりますが、保育の必要性の認定に係る「事由」などにより、それよりも短い期間で設定される場合があります。

退所したり、事業を利用しなくなったときは、退所日以降、支給認定は取り消されます。

Q2 共働きで幼稚園と保育園を併願する予定ですが、どのような手続きをすればよいのですか？

A2 幼稚園の利用手続きは施設経由で行ってください。保育施設の利用手続きについては、市の支給認定を受けたあとに市による利用先の調整を受けることとなります。

共働きで月48時間以上の就労に該当する場合、幼稚園利用対象である3歳以上のお子さんについては基本的に「2号認定」で申請していただきます。しかし、最終的に幼稚園の利用を選択した場合は、「1号認定」へ切り替えます。一方で保育施設の利用を選択した場合は「2号認定」が継続になります。

Q3 「保育標準時間」と認定された場合、必ず毎日11時間以上の利用ができるのでしょうか？

A3 保育の必要量の認定は、保護者が保育を必要とする事由に応じて変わります（12ページ参照）。

ただし、ここで認定されるのはあくまで「最大で施設を利用することができる時間」です。実際の利用時間は保護者の就労などの実態に応じたものとなるため、保護者が育児短縮勤務等の制度を利用している場合など、認定された必要量に満たない利用となることがあります。

また、お子さんの月齢が6か月未満である、発達支援保育の対象になっているなどの状況により、「保育標準時間」の区分と認定されたとしても、保育短時間と同等の利用時間になることがあります。

Q4 支給認定の申請手続きをした際に書類が足りなかった場合、支給認定証は発行されますか？

A4 認定申請の手続きの際に不備書類があった場合は、保育施設利用を希望する月の申込み締切日までに、必ずその書類を子育て支援課または各支所地域振興課にご提出ください。書類が不足していると、支給認定ができないため支給認定の対象外となり、希望施設の利用調整もできません。

また、支給認定の対象外になる旨の通知の送付をもって支給認定申請に対する処理が完結するため、書類がそろった時点で改めて支給認定申請をやり直していただくこととなります。

Q5 支給認定の申請をしてから、支給認定証が発行されるまでどれくらいの時間がかかりますか？

A5 支給認定の確認作業に時間を要することから、支給認定の決定通知と支給認定証の交付は、利用調整の結果を通知する際に同封させていただきます。

支給認定ができないことが確認された場合は、利用調整の結果を待たずに保護者に通知します。

Q6 出産を控え退職したのですが、支給認定に関する手続きは必要ですか？

A6 「1号認定」を受けている場合は、特に手続きの必要はありません。

「2号認定」、「3号認定」を受けている場合、支給認定の内容について、保育の必要性の事由を「就労による」ものから「妊娠・出産による」ものに変更する必要がありますので、13ページに掲載している証明書類を必ず子育て支援課または各支所地域振興課にご提出ください。

このほか、「妊娠・出産による」ものから「育児休業を取得する」ものに事由を変更したい場合や、「就労によるもの」で勤務日数や時間、勤務地などに変更があった場合なども、保育の必要性の事由や有効期間、保育の必要量などの変更を伴うことがありますので、証明書類を必ずご提出ください。

正当な理由なく証明書類の提出が遅れたり、提出がないときは、支給認定を取り消すことがあります。

Q7 育児休業での支給認定はどうなりますか？

A7 「育児休業を取得する」ことによる支給認定の期限は、育児休業法に基づく育児休業を取得する場合は新生児の出生月の翌月1日から起算して12か月後の月末まで、育児休業法に基づかないものは、出産前の勤務先に出産後再雇用されることが決まっている場合に限り、新生児の出産月の翌月1日から起算して6か月後の月末までです（7ページ参照）。

いずれの場合も、証明書類の提出により、新生児の兄弟姉について支給認定します。また、この期間を超えての支給認定はできません。

Q8 保育の必要量を変更してほしいのですが…？

A8 保育の必要量は、保育の必要性の事由などにより「保育標準時間」と「保育短時間」を認定しますので、その変更には、保護者の保育の必要性とあわせて保育必要量の変更を必要とする内容について記載された証明書類を提出していただく必要があります。

なお、証明書類の提出のあった月の翌月1日から変更されます。月途中での変更はできません。保育の必要量の変更が必要な方は、お早めに証明書類をご提出ください。

保育料（保育料額）について

Q1 保育料はどのように決定するのですか？

A1 保育料は、父母の市区町村民税所得割課税額をもとに算定し、決定します。

平成30年度を例にすると、4月から8月までの保育料は平成30年度市区町村民税所得割課税額で、9月から翌年3月までは平成31年度市区町村民税所得割課税額で、それぞれ算出し基準表に当てはめます。

4月からご利用希望の方で、平成30年1月1日現在薩摩川内市以外にご住所があった方、および9月以降ご利用希望の方で、平成31年1月1日現在薩摩川内市以外にご住所があった方は、該当する保護者の市区町村民税課税額の確認に必要ですので、申請書に父母の個人番号（マイナンバー）を必ずご記入ください。

市区町村民税課税額の確認ができない場合は、各支給認定区分での最高額の保育料で決定することになりますのでご了承ください。

Q2 保育料は利用する施設により異なりますか？

A2 保育施設の保育料は、どの施設であっても同じ算定方法で決定します。ただし、保育料とは別に実費（園服や園帽の費用、かばん代、教材費、スイミング教室費用、延長保育料など）の徴収や上乗せ徴収している施設がありますので、それらの費用は直接保育施設にお支払いください（くわしくは各施設におたずねください）。

Q3 ひとり親家庭の保育料は無料になりますか？

- A3 保育料は父母の市区町村民税所得割課税額をもとに算定しますので、ひとり親家庭であっても課税額がある場合は保育料がかかります。
また、離婚が正式には未成立であったり、事実婚であるなどひとり親家庭と認められない場合は、離婚前の父母の課税額から保育料を算定します。

Q4 事前に保育料の額を知りたいのですが？

- A4 正式な保育料は、保育料決定通知書でお知らせしますが、例年6月頃に通知される市区町村民税額決定通知書などに記載されている市区町村民税所得割額の父母で合計した金額を、保育料の表に当てはめることで保育料の目安を確認することができます（37～38ページ参照）。なお、個人情報保護の観点から、お電話やメールなどでの具体的なお問い合わせにはお答えできません。

保育の必要性の事由と優先度について

保育施設の利用調整は、①保育の必要性の事由と②優先度を点数化して、その合計に基づいて実施します。

①保育の必要性の事由

保育の必要性の事由には、12ページに記載してある保護者が保育をできない理由ごとに点数を設定しています。

たとえば、月曜日から金曜日まで1日8時間就労する保護者は、求職中の保護者よりも高い点数となります。

②優先度

優先度には、その世帯の状況に応じて点数に加点または減点を設定しています。主に加点されるのは、次のような場合です。

- ・ 育休復帰 ・ ひとり親世帯 ・ きょうだい同時に保育施設を利用する場合
- ・ あらかじめ保育施設から利用できる旨の回答がある障害のある児童
- ・ 小規模保育事業や事業所内保育事業（地域枠）の卒園児（満3歳に達した次の4月）
- ・ 特定教育・保育施設、事業の従事者

③利用調整

利用調整は、第1希望から第3希望の施設の中から①と②の点数を合計して行います。

高い点数から順に調整しますので、A保育園を第1希望、B保育園を第2希望にしているCさんがA保育園では次点になり、B保育園を第1希望にしているDさんより高い点数なら、B保育園はCさんを優先します。

したがって、申込みの際は利用を希望する順に、実際に利用したい保育施設を記入してください。

なお、第1希望だけや第2希望まで記入している場合は、記入してある保育施設で利用調整を行います。

また、会社の倒産・整理解雇による失業や災害、生活保護を受給するほど収入が減った場合などを除いて、保育料に滞納があるときは、新規に申し込むそのきょうだいの点数は減点します。

平成31年度の①と②の点数は、平成30年10月22日から市のホームページに掲載する予定です。

■ お問い合わせ ■

薩摩川内市役所

《本庁》 〒895-8650 薩摩川内市神田町 3 番22号

- **子育て支援課** 保育グループ TEL(0996)23-5111(内線2362・2363)
- **樋脇支所 地域振興課** 市民生活グループ
〒895-1292 樋脇町塔之原1173番地 TEL (0996) 37-3111 (内線225)
- **入来支所 地域振興課** 市民生活グループ
〒895-1492 入来町浦之名33番地 TEL (0996) 44-3111 (内線233)
- **東郷支所 地域振興課** 市民生活グループ
〒895-1106 東郷町斧淵362番地 TEL (0996) 42-1111 (内線333)
- **祁答院支所 地域振興課** 市民生活グループ
〒895-1595 祁答院町下手 67 番地 TEL (0996) 55-1111 (内線333)
- **里支所 地域振興課** 健康福祉グループ
〒896-1192 里町里 1922 番地 TEL (09969) 3-2311 (内線331)
- **下甌支所 地域振興課** 健康福祉グループ
〒896-1696 下甌町手打 819 番地 TEL (09969) 7-0311 (内線323)

<http://www.city.satsumasendai.lg.jp/>

薩摩川内市 保育

検索

